

シベリアにおける民族的諸関係 ——南シベリア遊牧民地帯を中心に——

原 暉 之

はじめに

- 一 ロシア人「異族人」関係史概観
- 二 ブリヤートンにおけるロシア化と抵抗
- 三 山地アルタイにおけるロシア化と抵抗
- 四 トゥヴァの併合
おわりに

はじめに

シベリアの南部、モンゴル人民共和国との国境の北側一帯に、ブリヤートンとトゥヴァの両自治共和国、山地〔ゴルノ〕アルタイ自治州の三地域が東西に並んで位置してい

シベリアにおける民族的諸関係（原）

る。

東のブリヤートン人は、バイカル湖を取り囲む地域で、これがロシアに征服されたのは一七世紀半ばから後半にかけてである。ロシア帝国の行政区分ではイルクーツク県とザバイカル州にまたがっていたが、革命と内戦をへて、一九二三年にブリヤートン・モンゴル自治共和国となり（一九五七年まで）、名称を変更して今日に至っている。面積約三五万平方キロ¹⁾、人口は八二万二五一人、うち基幹民族たるブリヤートン人が一七万八六六〇人を占める（一九七〇年センサスによる、以下同じ²⁾）。かつてはブリヤートン・モンゴル人と呼ばれていたように、ブリヤートン人はモンゴル人民共和国、内蒙古自治区の住民と同じモンゴル系に属する民族である。

西の山地アルタイは、オービ河源流の地域で、この土着住民はかつて、「一七世紀初頭から一世紀半の期間にわたってアルタイ山脈周辺から西北蒙古・天山北方の草原に発展した西モンゴル族オイラートの国家」⁽³⁾「ジュンガル・ハン国に朝貢したが、ジュンガルの内紛の時期にロシア領に編入された」⁽⁴⁾。ここはロシア帝国の行政区分ではトムスク県ビイスク郡に属したが、一九一七年に臨時政府のもとで同県バルナウル郡などの山麓地方とともに新設のアルタイ県の一部となった。革命と内戦をへて、一九二二年にオイロト自治州となり(一九四七年まで)、これも名称を変えて今日に至っている。面積約九万平方キロ、人口は一六万八二六一人、うち基幹民族たるアルタイ人が四万六七五〇人を占める。アルタイ人は、「生活習慣やその衣服はもろろん、かれらの容貌に至るまでモンゴルの特徴が見てとれるので」かつてロシア人からは「アルタイのカルムク人」と呼ばれていた⁽⁵⁾。しかし言語系統上、チュルク系に属する民族である。

中央のトゥヴァは、北側をサヤン山脈、南側をタンヌ・オラ山脈によって仕切られたエニセイ河源流の盆地状の地域で、この土着住民は中国側からは唐努烏梁海とか烏梁海と呼ばれ、ロシア側からはソヨートと呼ばれていた。今日のトゥヴァ、かつてのウリヤンハイ地方は、ジュンガル、

括し、その上で各地域の個性的歴史経過をそれぞれの特殊性として位置づけることも可能ではないだろうか。

筆者の直接の関心は、シベリア・極東ロシアにおける革命と内戦・干渉戦を多様な全体として捉えることにあるが、シベリアの重要な構成部分をなす南シベリア遊牧民地帯において、とくに一九世紀末から一九一〇年代にかけての時期にかけて活発化した植民、ロシア化と、それに対する土着住民の対応の諸相を検討し、民族問題という角度からシベリア革命・内戦史に一定の展望を開くことが本稿の目的である。植民と抵抗という角度からの、すなわちロシア帝国・ソ連の構成要素としての辺境「民族地域」に視点を据えての、ロシア革命史の再検討という課題は、日本の歴史学においてようやく近年自覚的に追求されはじめたばかりであるといつてよい⁽⁶⁾。部分的に答えることにしかならないが、この課題を念頭に置いて論をすすめた。

筆者の当面の関心は右に設定した比較的短い時期である。しかし、民族問題にあつては悠久の歴史そのものがきわめて重要な位置を占めている、とも言える。そこで、各地域での一九世紀末以後のロシア化と抵抗の諸相を検討する前に、それ以前の時代のロシア人と土着住民との関係を概観することからはじめることにした。

シベリアにおける民族的諸関係(原)

次いで清朝の支配をうけ、サヤン山脈がエニセイ県の南端、露清国境をなしていた。しかしロシアはこの国境外の地域にも植民活動をすすめ、辛亥革命後の辺境における中国の弱体化に乗じて、一九一四年にロシアの保護領とした。革命と内戦をへて、一九二一年にタンヌ・トゥヴァ人民共和国という名の独立国となり、第二次世界大戦中の一九四四年にソ連邦に加わり(以後一九六一年まで自治州)、今日に至っている。面積約一七万平方キロ、人口は二二万〇八六四人、うち基幹民族たるトゥヴァ人が一三万五三〇六人を占める。トゥヴァ人もモンゴルの強い影響を受けたとはいえ、言語系統上、チュルク系に属する民族である。

以上三つの地域は、今日でこそ右に挙げた人口構成に示されるように(とくに前二者)、ロシア人を中心とする非土着的勢力の進出が顕著だが、古来、圧倒的に遊牧民の世界をなしていた。三地域の土着住民は、遊牧文化、土着信仰としてのシャマニズムという共通項をもち、モンゴルとロシア、ラマ教とキリスト教の両勢力・両文化のはざまにあつて、三者三様の個性的歴史経過をたどりつつも、全体としてロシアの影響下に組み入れられてきたという共通の過去を共有している。このような括り方は、ソ連の歴史学でも、日本の歴史学でも通例とされていないが、右の理由から以上三地域をひとまず南シベリア遊牧民地帯として一

ソ連の歴史学において、一般に民族問題の扱いは政治的・イデオロギー的要請を最も鋭敏に反映する領域であり、右の地域に関しても、まさにこのことがいえる。この問題を扱うには、単に近年のソ連の学界動向を撰取すれば済むというような安易な態度で臨むことは許されず、先行する時代の評価の検討によってそれを相対化する必要がある。シャシコフ、オゴロドニコフ、マメト、カボ、といった帝政期から一九三〇年代にかけての歴史家の仕事に注目するのは、それ故である。以下では、不十分ながら、ソ連史学における民族問題の評価の変化に留意したい。

註

(1) 今日のウスチオオルダ・ブリヤート民族管区を含むバイカル湖西岸一帯とアガ・ブリヤート民族管区も、かつてはブリヤート・モンゴル自治共和国に含まれていたもので、面積は一九二六年当時三八・五万平方キロあった(Боршан советская энциклопедия [Эд. 1-й]. т. VIII. М., 1927, стр. 221-222)。ブリヤート民族にとつていずれも重要な両地域が切り離され、イルクーツク州とチタ州に移管されたのは一九三七年であった。このことに注意を喚起しているのは、田中克彦『言語の思想』(日本放送出版協会、一九七五年)である(一五九ページ)。

(2) Итоги Всесоюзной переписи населения 1970 года. т. IV. М., 1973, стр. 62, 132, 145. なお前註(1)の両民族管区に居住するブリヤート人はそれぞれ、四万八三〇

- 二人、三万三一一七人である(Taw xke, ctp. 87, 128)。
 (3) 若松寛「オイラート族の発展」、『岩波講座・世界歴史』13(一九七一年)、七三ページ。
 (4) 佐口透『ロシアとアジア草原』(吉川弘文館、一九六六年)、一四一―一四三ページ。

(5) ウノ・ハルヴァ(田中克彦訳)『シヤマニズム―アルタイ系諸民族の世界像―』(三省堂、一九七一年)、三ページ。

(6) この経過については、寺島英明『「独立」から「自治共和国」までのタンヌ・トゥワ』、『中嶋敏先生古稀記念論集』(同記念事業会、一九八〇年)、七五―七七五ページ。

(7) 近刊の護雅夫・神田信夫編『北アジア史(新版)』(山川出版社、一九八一年)では「現代のモンゴル」の章で「現代モンゴル」からはみ出しているブリヤート人とトゥヴァの革命前から現代までの歴史に一定のページが当てられる一方、それ以外の「シベリア諸民族」を扱う章ではロシア進出以前に限定されている。これらの地域が言及されること自体が旧版、江上波夫編『北アジア史』(一九五六年)に比べて格段の進歩ではあるが、諸地域の統一の把握という点で依然問題を残している。では同じ叢書の一冊でやはり近刊の、岩間徹編『ロシア史(新版)』(一九七九年)はどうかといえ、征服後のシベリア諸民族の動向などほとんど何の言及もないのである。「東洋史」と「西洋史」を截然と分かつことの宿弊は、ここにも現われている。

(8) 青木節也氏の研究、①「少数民族の歴史と現在」、『ロシア

点はさし当り、「長期にわたってシベリアの果てしない異族人の海に浮かんだ諸小島」に過ぎなかった。しかも「二世代」かかって進出したのはかなり北に偏した地域であって、南部への進出は遊牧民の抵抗ゆえに決して一挙には達成しえなかったことに注意すべきであろう。

東シベリア南部では、一六二〇年代にエニセイスク、次いでクラスノヤルスクからの遠征隊によって開始されたアングラ河上流への進出が、ブリヤート人の「勇猛果敢な反抗」のために困難をきわめ、イルクーツクに冬営所が築かれたのは一六五二年、さらにウダ(のちのヴェルフネウヂンスク、ウランウデ)に柵が築かれたのは一六六六年であった。結局、ブレド「前」バイカリエとザ「後」バイカリエの両地方のブリヤート人を征服するには、一六八九年のネルチンスク条約によってそれが終結するまで、ほぼ六〇年を要しているのである。

西シベリア南部ではどうか。三上正利氏が正しく指摘しているように、「西シベリアの森林帯の部分は、ほぼ一六世紀末までに征服されたが、それ以南の森林ステップ帯およびステップ帯へは、遊牧諸民族の強い反撃があつて、きわめて徐々にしかロシア人の進出は進まなかった」のであり、一八世紀の半ばごろようやくロシア人の進出前線が「ほぼ森林ステップ帯の南限に達する」のである。実際、

シベリアにおける民族的諸関係(原)

ア史研究」29(一九七九年)、②「ユーラシア革命の現代史によせて」、同誌31(一九八〇年)、③「ロシア革命における植民地の運命によせて」、『季節』4(一九八〇年)、から示唆を与えられたことを記しておきたい。

一 ロシア人Ⅱ「異族人」関係史概観

エルマークの遠征によって端緒を開かれたロシアのシベリア進出が急速であつたことはよく知られている。この点について、著名な東洋学者バルトリドは、「ロシア人が太平洋岸へ現われたのは、エルマークの遠征から約六〇年の後であつた。即ち、シベリアというとてもなく広大な地方の全部を征服するのに僅か二世代を要しただけである」と書いており、またこれに倣つてか、阿部重雄氏も、「このうち「エルマーク戦死後」、彼の業績がきっかけとなつて、豊かで広大なシベリア全域がロシア領となるのに半世紀あまりしか要しなかつた」としている。しかし、「二世代」でシベリアの「全部を征服」したというのは、明らかに誇張であり、誇張でないとするれば土着住民のロシア人に対する抵抗を軽視した表現であろう。ロシアのシベリア進出は、行政・軍事・通商の拠点たるべき冬営所(ジモヴィエ)や柵(オストロク)を足場としたが、それらの武装拠

西シベリアの行政・軍事の中心は長らくトボリスクであり、そこから出撃したイヴァン・ブホルツの遠征隊によってオムスク要塞が築かれるのはやつと一七一六年のことである(しかもこれは、ジュンガル・ハン国との境界地点に設けられた前進基地が包囲された末、退却の途中で築かれたのであつて、この点にも当時のロシアとジュンガルの力関係が示されている)。さらにここを起点としてウスチカメノゴルスクにまで延びるイルティシ要塞線が完成するのは一七五〇年代のことである。この要塞線がほぼシベリアとカザフスタンの境界をなすのであるから、シベリアの南部を含む全域(ひとまずアムール流域は別として)をロシアの領土とするには、太平洋岸への到達からさらにまる一世紀を要したとみるべきなのである。なお、その間、「アルタイのカルムク人」がロシアの主権下に入ったのは一七四〇年とされている。

一六一―一七世紀にロシアに編入されたシベリア土着住民とその概数は、次のようであつたとされている。オービのウゴール人と北方のサモディ人(三万一六〇〇人)、北方のツングース人(三万六二〇〇人)、ユカギール人と北東のパレオアジア人とエスキモー人(三万四千七〇〇人)、ケト人(五六〇〇人)、北方チュルク語系住民(四万九七〇〇人)、モンゴル語系住民(三万七二〇〇人)、さらに、

満州人・南方ツングース人・ニヴフ人・アイヌ人。以上を合計すると一七世紀末までに被征服民は約二〇万人ということになるが、これに対してシベリアに進出したロシア人住民は一七世紀末までに早くも土着住民を数の上でも凌駕した¹⁰⁾。因みにその後のシベリア土着住民とロシア人その他到来者との人口構成比は、一八世紀末(一七九六—一七九七年)時点で三六・三万人対五七・六万人(三九対六一)、一九世紀末(一八九七年)時点で八十七万人対四八九万人(一五対八五)、革命前(一九一一年)時点で九七・三万人対八三九・三万人(一〇対九〇)となり、前者の比重は減少の一途をたどった。

征服後の土着住民とロシア人行政・軍事権力との関係については、それがヤサークの貢納者と徴発者の関係であったことはよく知られているが、それ以上のことに論及している日本の研究者はほとんどない。わずかに、加藤九祚氏が『シベリアの歴史』の中で、土着住民がヤサークのほかに駅通・荷駄運搬を分担させられたこと、征服者が「ヤサークの滞納や反抗をするものから妻子をとり上げ、これを自分の奴婢とし、あるいは売買したり、洗礼をさすけて農奴として欧露に送ったりした」ことを指摘しているのが例外である。この指摘は公正なものである。ところで、比較的最近になって、山本敏氏はある通史の中の「シベリア史概

『カルムイクのところへ』、『ムンガルのところへ』、『ボグドの人びとのところへ』去り、シベリアのかつて放棄した場所へ戻って来た者はごくわずかだった¹⁵⁾、と歴史家オゴロドニコフは書いている。

次に、「現地住民の強制労働を用いるプランテーションが発生しなかった」か、という問題について述べることにする。たしかに、征服後の西シベリアに設けられた官営耕地(ゴスダレヴァ・パシニャ)の耕作が、もっぱら沿海地方(ヨーロッパ・ロシア北東部)から移住したロシア人農民移民によって担われたことは、シュニコフの先駆的業績によって明らかにされている¹⁶⁾。しかし、土着住民の強制労働が全く利用されなかったのではない。オゴロドニコフによれば、「ヤサークのほかに異族人は種々の現物貢納義務を課せられたが、それはかなり多種多様であり、彼らにとってすこぶる負担の重いもの」であり、なかでも「官営耕地の耕作は最も重いシベリア異族人の貢納義務であった」。彼らはエルマークの遠征の当初、ヤサークを免除されて農耕に従事したが、「慣れない重労働と糧食の不充分のためめに耕地の異族人のあいだに著しく死亡率が高まった」のに加えて、「反乱を恐れた当局によって斧なども含む「禁制品」の販売厳禁措置の結果、「耕地の異族人の困難な状況は一層悪化した」¹⁷⁾。こうして、労働力現地調達を試みは結

シベリアにおける民族的諸関係(原)

観」において、「シベリアにおいては、現地住民の強制労働を用いるプランテーションが発生しなかった」とし、「そのことで、ロシア人と現地諸民族のあいだにはげしい社会問題をひきおこすことはなかった」とさえ断言している¹⁴⁾。このように、シベリアは恰も植民地に固有の収奪や隷属とは無縁であるかにとらえた上で、土着住民はヤサークを負担もしたが「農耕・畜産の技術をロシア人から学」びました、というのが氏の提示する歴史像のようである。

ロシアのシベリア征服に対する土着住民の抵抗は長期にわたって、各地で噴出した。抵抗の噴出の内的・外的条件も多様であるが、例えば「動乱」と呼ばれる一七世紀初頭のロシア本国における無政府状態が植民地における反乱に有利な条件をつくりだしたことは注目される。また本稿の主題との関連でいえば、ロシアの支配下から国境の南の遊牧民国家へ逃散するという抵抗の形態も見られたことが興味深い。「隣接する諸国への逃散は南部シベリア辺境に住む異族人にとつて、とくに好都合であった。シベリアからの現地住民の退去は時として險悪の相を呈した、というのも、クズネツクのタタール人(今日のショル人)、ブリヤート人、ツングース人、さらにはラムート人(今日のエヴェン人)や遠方のユカギール人さえ、地方当局の暴力や掠奪に憤激して、好機さえ到来すれば大挙して国境を越え、

局不成功に終ることになる。しかし、この不成功は一六世紀末—一七世紀初頭の西シベリアの具体的諸条件の中に歴史的に位置づけられるべきであつて、土着住民の農耕技術の欠如に一面的に帰着させるのは不当であろう。

ところで官営耕地における土着住民の使役の問題は、植民地被征服民の隷属という、より大きな問題の一部にすぎない。

シベリア征服の結果、被征服民の一部が奴隷に転化したこと、しかもそのようにして成立した奴隷制が一八世紀末まで存続したことは、帝政期および革命後ある時期までのソ連の歴史学では重視されていた。シベリア地方主義の黎明期の歴史家シャシコフはこの問題に並々ならぬ関心を寄せた。革命後も例えばオゴロドニコフは、「地方当局はロシア人の役人の助けをかりて平和な異族人の集落を襲い、その中から捕虜(ハヤスイリ)を掠奪し、彼らを奴隷(ハローブ)に転じた」ことを指摘しているし、エヌ・スハーノフは、シャシコフの研究によりつつ、「いわゆる「ハヤスイリ」、すなわち、武人(ラートヌイェ・リュエヂ)による生きた商品の暴力的掠奪は、シベリア征服の最初の日々にはじまり一八世紀末に至るまで、シベリア各地でみられた現象であつた¹⁹⁾と書いている。「ハヤスイリ」の「ホローブ」への転化、また被征服民の奴隷化の方法としての「強

制的洗札」なる形態の存在は、一九四〇年に刊行されたクドリヤフツェフの大著でも指摘されている。²⁰⁾

この問題についての最も本格的な論及である、一八六九年に発表されたシャシコフの注目すべき論文「シベリアの奴隸制」の概要を摘記しておく。

シャシコフは、被征服民の婦人の奴隸化から記述をはじめている。「何よりもまずロシア人に必要とされたのは女たちであった。」「異族人の征服や反乱鎮圧にさいしてロシア人は通常、彼らの女たちを捕虜とした。」「異族婦人(「イノロトカ」)の掠奪は戦時だけでなく平時にも実施された。」「好色淫蕩な往時のシビリヤク住民は彼らがこの地に出現した時から、多妻制をここにもたらした。」「平のカーザークさえ数人ずつの妻をかこっていた。」「異族婦人を入手するのはいとも容易であった。」「軍政官(ヴォエヴォーダ)その他の頭官らは……妻の人数でも売買の規模においても部下をはるかに凌駕していた。」「これらの女たちは時には賄賂として商人や役人により軍政官に与えられた。」「しかし軍政官は自分の個人的需要のための異族婦人の掠奪では満足せず、売るためにも彼女たちを集めていた。」「軍政官は……売春宿の経営もした。」「こうして「異族婦人の奴隸化」は「性的本能の満足だけでなく商業利潤をも」もたらし、「無料の働き手」を手に入れるという「一挙両

得を奴隸主にもたらした」のであった。²¹⁾

シャシコフは次に、種々の重い「国家的貢納義務」が被征服民に課せられたことを指摘している。「ウラルから太平洋までの広漠たる地方を踏破するにさいし、道路を開き、ぬかるんだ低湿な沼地に丸太径を設け、要塞と柵を築き、ロシアから糧食を運び、その他、公共の事業を実施するに当って、ロシア人は、部落(ウルース)ぐるみの国家の奴隸を労働に駆り立てながら、広い規模で異族人の力を利用した」(強調原文)。しかし被征服民の奴隸労働がより強度に使役されたのは「公共事業」よりも「私的事業」であって、とくに樞や曳船綱の引き手といった運搬労働と家内労働がその中心をなした。²²⁾

シャシコフは、「捕虜はほとんどの遠征の度ごとにししばしば大量にかき集められた」ことを指摘している。一五九六年のバンキーリヤ遠征では、多勢の捕虜の一部は処刑されたが、「大部分はシベリアの諸都市へ奴隸として売られた。」「一六二八年のエニセイスク軍政官フリブノフのブリヤーチャ遠征では、ブリヤート人の女、子供を捕虜として連れ帰った。ハバエロフのアムール遠征では、襲撃の度ごとに次つぎにロシア人はダウリヤの女・子供を捕えて「ヤスイリ」にした、等々。さらに、征服や反乱鎮圧時だけでなく、「全く平和な、何らの反乱企図の容疑もない」

住民をも対象にして、「上は軍政官から、下は最後の小商人に至るまで、すべての身分のシビリヤクが掠奪を行なっていた。」「当時の文書に恒常的に述べられているのは、シベリアでは種々の役人、商工民(「ボサートスキエ・リューチ」)が「異族人から暴力によって妻や娘、幼児を取り上げ、自分の手元において」奴隸にした、ということである。」「ロシアの法制は一七世紀を通じて、さらに一八世紀初頭にさえ、奴隸所有の禁止を繰り返したが、上からの命令は無視され、「この悪は存在し続けた」のであった。²³⁾

シャシコフによれば、奴隸売買はシベリアで大いに発展し、いくつかの集散地点が存在した。北東地方ではヤクーツクがそれで、その市場にはオホーツク、カムチャトカ、アナドゥイルなどから奴隸が運ばれた。ザバイカル、イルクーツク、エニセイ地方ではエニセイスクが一七世紀における奴隸売買の中心地であった。西シベリアではトムスク、チュメーニ、トボリスクにもかなりの奴隸市場があった。「あれこれの市場で、奴隸はシベリア向けのみならず、ロシアに運び出されるためにさえ、買われていった。²⁴⁾

しかし、シャシコフによれば、「一八世紀半ばまで、奴隸制はきわめて広範な規模にまでシベリアで発達することはできなかった。」「なぜなら、奴隸は家内労働のためにのみ必要とされ、輸送の道具、馬の補助として使役されてい

シベリアにおける民族的諸関係(原)

たからである。」「奴隸制が著しく強化されるのはこの時点以後である。²⁵⁾」「シベリア奴隸制の主要な基礎づけとなったのは一七五七年一月九日の法律であった。」「すなわち、「一八世紀半ばに、シベリアの奴隸制は政府によって完全に承認された。」「これは当時のシベリアの経済的諸条件や諸事件にびったり符合していた。²⁶⁾」シャシコフがそのような条件や事件として挙げているのは、「エニセイのキルギス人」やジュンガルの勢力を打破して、不毛な西シベリア北部から南部へロシア人が進出したことにより、「先行する時代に比べてより大量の奴隸需要が生みだされた」ことと、他方、「北東シベリアの異族人反乱、バンキール人の反乱、ジュンガリアの崩壊とキルギス問題は、その需要を過剰に満たしさえするほどに大量の奴隸を当時シビリヤクに供給した」ことである。例えば、バンキーリヤでの反乱鎮圧により、「奴隸に転化されたバンキール人が大量にシベリアにもたらされたので、ごく普通の農民すら彼らを買って自分の下に緊縛しえたほどであった。²⁷⁾」しかし「シベリアの奴隸制の絶頂期はジュンガルの崩壊、このアジアの大半を喧噪で満たしたあの事件の時であった。²⁸⁾」ジュンガル・ハン国の崩壊にともなう大量の難民のシベリア遁入、ロシア人の軍事的・掠奪的行動による奴隸の取得などを通じて、「一八世紀半ばからジュンガリヤはシベリアへの最大の奴

隷供給源となった」からである。⁽²⁹⁾

このような条件の下で、一八世紀半ば以後、「シベリアに貴族Ⅱ隷所有者身分が形成されはじめた」とシヤンコフは書いている。シベリア南部の穀物需要が伸び、農業労働力としての隷の取引価格が上昇しはじめた。「農業の発展はシベリアの隷制に新しい力を付与した。だからもしも政府が隷制を廃止せず、それがシベリアにおける製造業や金鉱業の発展まで存続していたならば、その規模は顕著に増大したであろう。」⁽³⁰⁾しかしシベリアの隷所有者が「わが世の春を謳歌していた」とき、ペテルブルクでは隷解放が立案されていた。一八〇八年の勅令が最初の一撃となった。貴族Ⅱ隷所有者の抵抗があり、種々の留保が加えられたが、結局一八二五年と二六年の勅令ですべての隷の解放の期限が定められた。「隷制は崩壊したが、完全にはない。実際にはその特殊な形態が廃止されたのであって、カバラー(債務隷)の形態では、それは今日までシベリアに存在する」と、シヤンコフは論文の締めくくりに書いた。

植民地被征服民の隷属は、近年のソ連の歴史学では、つとめて小さく扱われ、後景に退けられているように見える。多巻本『シベリア史』では、征服以前の時代にヤクーチヤやブリヤーチヤの一連の部族紛争で捕虜が隷(ラーておき、たしかに植民地の地理的条件とそこでの支配隷属関係が全く無関係ではないことは、ロシア植民政策の中で国策的植民企業「露米会社」が占めた特異な地位からもうかがえる。この点について、やはりシヤンコフが別の論文の中で、「露米会社」によるアレウト列島現地住民の酷使について、「南米のプランターたちのネグロに対する関係は、この会社のアレウト人に対する関係に比べ多くの点でより寛大であった、と誇張なしに言うことができる⁽³⁶⁾」と述べているのは注目に値する。これはひとつの極かもしれないが、「露米会社」は本国から最も遠隔の地に展開していた紛れもない「現地住民の強制労働を用いるプランテーション」にはかならない。しかし本国に比較的近く、早くから農民的植民が展開していた西シベリアにおいてさえ、同様のプランテーションが成立する条件が十分にあり、現に一時期はそれが成立しつづつあったことを、シヤンコフの研究は示していると言えよう。

さらにシヤンコフの論文「一九世紀におけるシベリア異族人」によれば、シベリア土着住民が土地を奪われ、隷属していく過程は、一九世紀においても別の手段によって、すなわち「軍事的ではなく平和的、大部分は経済的な手段によって」継続された。シヤンコフはこの時期の土地掠奪の方法として、暴力的な奪取、担保の取上げ、無料に近い

プ、ホロップ)にされたことが繰り返し記述される一方⁽³³⁾で、ロシア人による土着住民の隷属化は明言されず、シベリアの貴族に隷属する従属人一般の中に「地元住民の一人もいたがロシア人もいた」という形で解消されており、しかも「そのような従属人(ザヴァーイシムイエ・リュエーヂ)の数は、シベリアでは、私的経営の小規模性との関連で、多くはなかった」ことが強調されている。⁽³⁴⁾

総じて近年のソ連の歴史学で力点が置かれているのは、シベリア植民の掠奪的性格よりも、その農民的性格である。例えば、シヤンコフの研究に立脚してアポロヴァが主張するところによれば、「西ヨーロッパ諸国家の植民地と異なり」、ロシアの民族地域は、最も遠隔のシベリアの辺境すら本国と地続きであるために、ロシアの植民地は、アフリカにおけるポルトガルの、インドネシアにおけるオランダの、アメリカにおけるスペインの植民地よりも「自由農民植民地として、より接近可能であった」のであり、「ロシアに併合された辺境へ滔々たる流れをなして向けられた農民植民は、その経済開発(農業およびその他諸業の発展)だけでなく、それら辺境の民族的個性性の平準化の過程に少なからぬ役割を演じた」というのである。この主張は、ソ連国内諸民族の「接近と融合」という今日的課題を過去に投影したものと見えなくもないが、それはさ

借地を通じての占取、の三形態を挙げている。⁽³⁷⁾また、土着住民がロシア人に債務隷属として隷属したことについて、その関係は親から子に継承されたこと、「少数の異族人はこの悲運を免れた」が、「大部分の者はすでにずっと以前に商人・企業家・農民のカバラー的労働者となった」ことを指摘し、そのうち、農民のカバラーに転落した土着住民については、「零落した異族人はしばしば、自分のユルタ(天幕)を引きずってロシア人の村落へ行き、農家の傍にそれを張り、自分の一家をあげて農民のために働き、農民からはわずかの粗末な食事を受け取るだけである。……農民の債務隷属は赤貧の農村労働者である」と書いている。⁽³⁸⁾農民的植民であったから掠奪的ではなかった、とは言えないのである。

さて、この節の終りに、「異族人」とは何であるかについて、少々付言しておきたい。

ロシア国家が一連の領土拡大過程で種々の周辺諸地域の土着住民を包摂したさい、一般に二通りの編入の方式があったように考えられる。第一の場合は、併合前の社会構成に照応したロシアの既存身分のいずれかに分属させる方式であり、第二の場合は、本来のロシアの身分序列にはなかった新設の身分に集団をまるごと編入する方式である。ヨーロッパ・ロシアの大部分、ポーランド、カフカースにお

いては概ね前者の方式による諸民族の包摂が行われたと見てよいであろう。オストゼー「沿バルト地方」の騎士身分、ポーランドのマグナートとシラハタ、ウクライナのカザーク長老層、ベッサラビアのポヤール、グルジアのタヴァチとアズナウル、ムスリムのクニヤーシ、ハン、ムルガ、ベク、アガラルといった諸地域の名門層に属する諸個人が併合後ロシアの貴族に格づけされたのは、その例である。

シベリア土着住民は、中央アジアとカザフスタン、ヨーロッパ・ロシアの一部(北部と南東部辺境)の土着住民、それに特異な存在としてのユダヤ人とともに、本来のロシアの身分体系にはなかつた身分に編入された。それが「異族人」「イノローツイ」である(身分法第七六、二条⁴⁰)。

重要な例外として、カザーク身分に編入された土着住民が存在した。ロシア政府はザバイカル併合の当初から、本来のカザークだけでなく、ブリヤート人とツングース人も加えて国境警備に当らせる措置をとった。当初は志願制であったが、のち兵役義務制に変わった。一七六〇年代に、彼らはブリヤート・カザーク四個連隊、ツングース・カザーク一個連隊に再編成された。反乱を恐れた政府によつて、彼らは一八四〇年まで火器を与えられなかつた⁴¹。

シベリア「異族人」の権利義務については一八二二年に

つた⁴⁴。とくにスチェプナーヤ・ドゥーマ「草原議會」を頂点とする土着住民内の名門による内部統治が規定された点が重要である。この点について、クドリャフツェフは次のように書いている。「ノヨンの特権的地位は『異族人統治規定』もこれを認容した。第六三条によれば、同族間において公侯、ノヨン、タイシャ、ザイサン、シュレンガその他の名譽ある身分を有する異族人は総て、その身分を保持しその居住地域の習慣と草原法とが提供する名譽を享有し得ることになっている。……一八二二年の『規定』によればタイシャ及びその他の職席は世襲或いは選出にかかるものであった。而してこの場合、彼らは、一定の期間ではなく、終身選出されるものとされた。事実においては、従来同様、草原統治の主なる職席は狭い範圍のノヨン門閥の手から去らなかつた⁴⁵」。

「異族人統治規定」について、先に引用した山本敏氏の「シベリア史概観」では、「彼「スベランスキー」は原地諸民族の特権的地位を固定し、植民政策を遂行する場合のツァーリズムの支柱とした⁴⁶」とだけ書かれている。このような面はたしかに否定できないが、この法令がロシア人の側からする「異族人」内部問題への干渉に対して、少くとも「遊牧民」を保護するという面があつたこと、換言すれば農民自治に対応するような身分自治の法制であつたこと

シベリアにおける民族的諸關係(原)

シベリア総督スベランスキーのもとで制定された「異族人統治規定」で定められた。この法令は「異族人」をまず「定住民」⁴⁷、「遊牧民」⁴⁸、「浮浪民」⁴⁹の三つのカテゴリーに類別した。本稿の扱う地域に関係があるのはこのうち前二者である。この法令で「定住民」に属するとされたのは、「プフタルマのタター人およびビイスクとクズネツクの若干の異族人のような定住農耕民」、「古来ロシア人村落に農夫として住む異族人」などであり、「定住民」は兵役義務の免除という一点を除いて、権利義務の上で国有地農民と同等とされ、行政上、郷に分けられた⁴²。こうして「定住民」にはアルタイ人の一部が属するとされたが、彼らは、一七世紀初頭にジュンガル支配下の山地アルタイからトムスクに来てロシア当局に帰順したアバクとその同族を嚆矢とし、定住生活に漸次移行した人々である⁴³。

「遊牧民」に属するとされたのは、ブリヤート人、「ビイスクとクズネツクの異族人」「アルタイ人とシオル人」の一部⁴⁴、サガイ人(「ハカス人」)、ツングース人、ヤクト人、オスチャク人(「ハントウイ人」)であつた。このカテゴリーの土着住民は、一八二二年の法令によつて、兵役義務の免除、ヤサークその他の納税義務、慣習に基づく土地利用と行政組織などの点が規定され、以前の内部体制がひとまずその後温存された点で、「定住民」と一定の差があるが。

を見落とすべきでない。この点、「異族人」の土地に居住することをロシア人に厳しく禁じたことは特徴的であつた。やがてこうした規定は死文化し、修正をうけるのであるが。

註

- (1) バルトリド(外務省調査部訳)『欧州殊に露西亞に於ける東洋研究史』(一九三九年)、三五二—三五三ページ。
- (2) 阿部重雄「十六・十七世紀の東ヨーロッパ諸國」、『岩波講座・世界歴史』15(一九六七年)、三八—三九ページ。氏の近著『ロシア』(教育社、一九八一年)、にも同題旨の記事がある(七一—七二ページ)。
- (3) В. И. Огородников. Очерк истории Сибири до начала XIX ст. ч. II, вып. 3. Русская государственная власть и сибирские народы в XVI-XVIII вв. Иркутск, 1921, стр. 3.
- (4) ハフルーシン(外務省調査部訳)『スラヴ民族の東漸』(一九四三年)、五二—五三ページ。
- (5) クドリャフツェフ(蒙古研究所訳)『ブリヤート蒙古民族史』(一九四三年)、七三—七四ページ。
- (6) 三上正利「ロシア人の西シベリア征服と毛皮資源」、『史淵』84(一九六一年)、一〇一—一〇二ページ。
- (7) 佐口透、前掲書、九五—九六ページ。なお次をも参照。従来プホルツ(プゴリツ)とされてきたのは誤伝に基づくものである、と指摘している。E. H. Евсев. Экспедиция И. Д. Бухолца и основание Омской

- крепости. В кн.: Города Сибири. Новосибирск. 1974, стр. 47-59.
- (8) История Казахской ССР. т. III. Алма-Ата, 1979, стр. 48.
- (9) シチエゴロフ (吉村柳里訳) 『シムリマ年代史』 (一九四三年) / 一九二二ページ。
- (10) История Сибири с древнейших времен до наших дней. II, 1968, т. II, стр. 56.
- (11) Азиатская Россия. СПб. 1914, т. I, стр. 81.
- (12) この点で本格的論及を行なうところはない。前註 (9) に挙げた三上氏の論文である。
- (13) 加藤九祚 『シムリマの歴史』 (紀伊国屋書店、一九六三年) / 七九一—八〇二ページ。
- (14) 木村英亮・山本敏 『シムリマ現代史 II』 (山川出版社、一九七九年) / 一八八—二〇二ページ。
- (15) Огородников. Указ. соч., стр. 30.
- (16) シチエゴロフの著書 『一七世紀—一八世紀初頭シムリマ植民史概論』 は一九四六年に刊行され、のちに次の論文集に再録された。В. И. Шунков. Вопросы арпраной истории России. М., 1974, стр. 25-192. シチエゴロフの所説は、三上正利 『一七世紀西シムリマの植民と農耕地開拓』 『史淵』 91 (一九六三年) の中で詳細に紹介・検討されている。
- (17) Огородников. Указ. соч., стр. 11-13.
- (18) Там же стр. 23.
- (19) Н. Суханов. Падение рабства в Сибири. СО, 1926,

- № 1, стр. 147.
- (20) タドリヤマンシェフ、前掲書、一〇五ページ。因みに、この本の原書名は、Ф. А. Кудрявцев. История бурят-монгольского народа от XVII в. до 60-х годов XIX в. М., 1940. である。残念ながら、一八六〇年代から一九一三年までを扱った続編は何らかの事情により出版されず、ウラン・ウデのブリヤート社会科学研究所に草稿として残されていた模様である (二〇六註 (2) に挙げる論文の стр. 137, прим. 44, 参照)。
- (21) С. С. Шашков. Рабство в Сибири. Сообр. соч. СПб., 1898, т. II, стрб. 504-507.
- (22) Там же, стрб. 507.
- (23) Там же, стрб. 508-513.
- (24) Там же, стрб. 517.
- (25) Там же, стрб. 541.
- (26) Там же, стрб. 520.
- (27) Там же, стрб. 523.
- (28) Там же, стрб. 524.
- (29) Там же, стрб. 535.
- (30) Там же, стрб. 542.
- (31) Там же, стрб. 546.
- (32) Там же, стрб. 548.
- (33) История Сибири, т. II, стр. 99, 105.
- (34) Там же, стр. 115.
- (35) Н. Г. Анюлова. К вопросу о политике абсолютизма в национальных районах России в XVIII в. В

- кн.: Абсолютизм в России XVII-XVIII вв. М., 1964, стр. 358-359.
- (36) С. С. Шашков. Российско-Американская Компания. Сообр. соч., т. II, стрб. 636.
- (37) Он же. Сибирские инородцы в XIX столетии. Там же, стрб. 602-609.
- (38) Там же, стрб. 609, 613.
- (39) А. П. Корелин. Дворянство в пореформенной России. 1861-1904 гг. М., 1979, стр. 44.
- (40) 参照: 和田春樹 『近代ロシア社会の法的構造』、『基本的人権』 (歴史II) (東京大学出版会、一九六八年) / 二八二—二八三ページ。および、原暉之 『近代ロシアのユダヤ人およびユダヤ人問題』、『愛知県立大学外国語学部紀要』 8 (一九七三年) / 一〇二—一〇三ページ。
- (41) Энциклопедический словарь [Брокгауза-Ефрона]. Т. XIII, стр. 889. タドリヤマンシェフ、前掲書、一五五—一五六ページ。
- (42) С. С. Шашков. Сибирские инородцы……, стрб. 559.
- (43) Н. Овчинников. К вопросу о поземельном устройстве в Алтайском округе. АС, т. VII, (1907), стр. 21. シチエゴロフ、前掲書、九九—一〇〇ページ。
- (44) С. С. Шашков. Сибирские инородцы……, стрб. 568-569.
- (45) タドリヤマンシェフ、前掲書、三四八—三四九ページ。
- (46) 木村・山本、前掲書、一九二—一九三ページ。

シムリマにおける民族的諸関係 (原)

二一 ブリヤートチャにおけるロシア化と抵抗

一八九七年の国勢調査によれば、イルクーツク県とザバイカル州のブリヤート人は合計約二十九万人 (うち前者に四割弱、後者に六割強) を算えた。イルクーツク県では一九世紀を通じてブリヤート人の農業への移行、定住化が顕著に進んだ結果、世紀末までにその九割が農業人口であったのに対し、ザバイカル州ではアムール地方での穀物需要の伸びに対応して、ここでも農業への移行がある程度進んだとはいえ、八割近くが遊牧人口であった。両地域のもうひとつの顕著な対照性は、イルクーツク県のブリヤート人においてはギリシヤ正教の勢力がラマ教を凌駕していたといえ、依然としてシャマニズム (統計の「他の非キリスト教」とはそれをさす) の信奉者が多かったのに対し、ザバイカル州のブリヤート人においてはラマ教の影響力が圧倒的だったことである (表1参照)。

ブリヤートチャへのラマ教の浸透は一七世紀後半にはじまり、一八一—一九世紀にはロシア政府のラマ教僧侶保護育成政策を背景として、ザバイカルを中心に数多くのダツァン (寺廟) が建設され、布教が展開された。そのうち最大のものダツァン・オゼルスキー・ダツァン (ダツァン・エ湖

表1 ブリヤート人の職業・信教構成 (1897年)

	イルクーツク県	ザバイカル州
ブリヤート人	108,867 (100.0%)	179,487 (100.0%)
牧畜業	6,449 (5.9%)	138,581 (77.2%)
農業	98,944 (90.9%)	36,115 (20.1%)
正教	45,365 (41.7%)	11,477 (6.4%)
仏教・ラマ教	11,499 (10.6%)	164,659 (91.7%)
他の非キリスト教	51,978 (47.7%)	2,860 (1.6%)

Первая всеобщая перепись населения. т. LXXIV, стр. 64-67, 121; т. LXXV, стр. 60-63, 115. より算出。

僧侶は、合法の特権階級としてブリヤート民衆の上に君臨しつづけた。⁽¹⁾ 革命前夜の一九一六年に、ブリヤーチヤにおいて三六のダツァン、見習僧を含めて一万六千人以上のラマ僧侶が活動していた。その中心はザバイカルで、ホ

廟)で、その座主がラマ教界の首長とされた。一八五三年の「東シベリアにおけるラマ僧規定」によって、東シベリア総督の監督下に、ブリヤート・ラマ教界の首長ハバンディダ・ハンボ・ラマの下に全ブリヤート・ダツァンの支配を集中させる体制が確立し、以後、「十月革命まで効力を維持したこの規定により、バンディダ・ハンボ・ラマを頂点とするラマ

り、アガ、セレンガの三地区だけでダツァンとラマ僧侶の三分の二以上が占められていた。⁽²⁾ 他方、ブリヤーチヤへの正教の浸透は、征服当初からの「ヤスイリ」に対する強制的洗礼は別として、多少とも体系的な普及という意味では、やはり一七世紀後半、ダウリヤ宣教団の設置(一六八一年)とともにじまされた。ダウリヤ宣教団がザバイカルへのラマ教の浸透の阻止に失敗して廃止されたのち、イルクーツク、ザバイカル両宣教団が組織された。ラマ教布教の中心がダツァンであったとすれば、正教布教の中心は各地区に設置された宣教師駐在所「ミシオネールスキー・スタン」であった。両宣教団の管内の宣教師駐在所の数は、一八七〇年の二二カ所から、一八七七年の三五カ所、二〇世紀初頭の四一カ所と増加した。正教が最も普及したのは、イルクーツク県のイダ、アラル、トゥンカ地区とザバイカル州のクダラ地区であった。⁽³⁾

以下、ブリヤーチヤにおける植民ロシア化の過程を検討するに当たって、まず宣教団の活動を見ておきたい。というのも、「ロシアの宣教団の歴史は、広い意味で、ロシア国家形成の歴史、とりわけ植民の歴史と密接な関係がある」⁽⁴⁾からである。

ヴォルガ・ウラル地方のいわゆる異教〔ヤズイチェスト

ヴォ)や、シベリアのシャマニズムの信奉者に対する正教宣教団の布教活動が、外面的で形式的な、しかもしばしば暴力的な洗礼の実施に終始したことはよく知られている。

「多くの場合、洗礼は形式的であった。チュヴァシ、モルドヴァ、マリ、コミ、ヤクト、ブリヤートその他の民族は軍隊や宣教師の圧力のもとに正教の外面的な儀礼を受容しただけで、数十年間にもわたって先祖伝来の宗教を信奉しつづけていた。チュヴァシやマリの農民が関心を寄せたのは教会の教理ではなく、恩典と下賜品であった。宣教師の誇大な報告の数字を増加させながら、彼らは恩典をえるために、しばしば何度も洗礼を受けた。」⁽⁵⁾ブリヤーチヤでの宣教についても、まさにこの外面性が当てはまる。「宣教団はブリヤート人の生活慣習の中に、キリスト教の単に儀礼的側面、何より洗礼を導入することに主たる関心を向けた。ロシア人の宣教活動のかかる方向の結果、今日、『受洗者』という語と『キリスト教徒』という語が同義語

になってしまい、一〇〇人の『受洗した』ブリヤート人のうち、少くとも九〇人はキリストについて、キリストの教えについても、何らの観念も持ち合わせない事実上の異教徒にとどまっているという状況が生まれている。⁽⁶⁾

強制的洗礼は当然にも土着住民の反撥を招いた。ヴォルガ流域の「異教」の少数民族の、正教教会に対する憎悪

は、一八世紀の農民戦争期に、蜂起したチュヴァシ人、モルドヴァ人、マリ人による対地主と同様の対聖職者の襲撃となって爆発した。⁽⁷⁾ブリヤーチヤでは、第一革命期の大量の棄教という形をとって同じ憎悪がはつきりと表面化した。ブリヤーチヤの歴史家ギルチェンコは、「イルクーツク県とザバイカリエのブリヤート人住民のあいだでの一九〇五年革命期は、なかならず受洗ブリヤート人のラマ教やシャマニズムへの大量『逸脱』によって特徴づけられる」⁽⁸⁾とさえ書いている。

第一革命期に受洗ブリヤート人をして大量棄教に至らしめた歴史的土壌は、正教の宣教活動のあり方そのものによって長年にわたって準備されてきたのである。イルクーツク大主教セラフィームの一九一三年一月六日づけ、宗務院総監あての報告は、この由々しい事実を踏まえた、苦汁に満ちた総括を述べている。セラフィームは、歴史的現実に基づいて総括するならば、「イルクーツク教会監督管区〔エバルヒヤ〕内とりわけトゥンカ地区におけるブリヤート人のキリスト教から異教への大量脱落の事実を説明する次の命題に逢着せざるをえない」として、まず一八六〇年代までは、「ブリヤート人は地方官憲制からの強制によって、あるいは下賜品や種々の恩典のために洗礼を受容した」⁽⁹⁾だけであって、「受洗したブリヤート人は同族の異教

徒のあいだで暮らしながら、彼らと何ら異なるどころなく、異教の信仰と儀礼に基づいて平穩に生活していた」と、次いで一八七〇—一八〇年代においては、「できるだけ速かに、かつ多く、ブリヤート人に洗礼を施し、洗礼を通じて彼らをロシア人となすべし、という原則が体系的に実現され」、宣教師たちは「警察および地元異族人当局の支援」という「外的手段」に訴えたこと、外的な力によって集団の洗礼が広範囲に実現されたこと、さらに一八九〇年代以後になると、「世俗の権力の側からの宣教師に対する協賛は停止され」、恩典も下賜品も廃止されたが、このことに対応して「洗礼の希望者はいなくなり（物質的利益がない）、受洗者は種々の口実を設けてキリスト教徒としての義務を果たすのを避け、つとめて自分の子供を洗礼させまいと隠している」こと、などを指摘している。

強制的洗礼の実例として、一八九一年一〇月に東シベリア総督に提出された請願の中の一例を挙げる。請願人はクイタ地区のバティコフなるブリヤート人で、それによれば「請願人はクイタ異族人役場に出頭を命ぜられたが、そこでは主教アガファンゲルの来訪にちなんでブリヤート人の洗礼が挙行された。当初、アガファンゲルが臨席していた時は静かだったが、主教が宿舎に去ると役場の中は騒然としはじめた。郡警察署長と宣教師の要求に対してバティコ

フが洗礼を断乎として拒否したあと、署長はカザークらに命じてこの男を羽交締にさせておいて、自身は司祭と一緒に、自らも同様に同意せよと要求しつつバティコフの顔や頭に猛打を浴びせはじめた。」人事不省になるまで殴打されたバティコフは役場つきの監獄に入れられ、翌日も体罰を与えると威されたが、その夜脱獄し、ウルースや森に潜伏したのちイルクーツクへ出て「総督の保護を求め」た、というものである。これは同年春の極東視察とウスリー鉄道起工式の帰途イルクーツクに皇太子ニコライが立寄ったことに関連して、主教以下総出の「異族人」洗礼実施作戦が展開された中での一齣である。

宣教師の威信の喪失は、セラフイムが指摘しているように、一八九〇年代にはかなり顕在化していた。「受洗した異族人のユルタの中には、宣教師の前ですら憚られることなしに仏教の崇拜対象が出現しはじめ、イコンは壁から下され、宣教師の訪問の直前に、または宣教師の要請をうけてその面前で新たに現われただけである」とセラフイムはこの時期の状況を述べている。続く一九〇五年以後の状況について、セラフイムはこう書いている。「一九〇五—一九〇六年の雷鳴が轟いた時、一見正しく組織されしつかり確立されていたかに見えた事業は、足元に確たる基盤を欠いていたことが明らかになった。ぐらついた足場の上に

組立てられた砂上の楼閣であることが明らかになった。強風が吹いたら、何も残らなかったのである。」「一九〇五年以前これらの「イルクーツク郡内」三地区において受洗した異族人は男女一万名をも算えた。一九〇五年以来、ごく少数の一部（数十人）をのぞき、この地方のすべての受洗異族人ブリヤートは仏教（ラマ教）に移り、現在もそのままでの状態にある。正教からのこの脱落は、一九〇五年四月一七日と一〇月一七日の詔勅の発布に引続いて起こった。それらの詔勅により、ロシア帝国の住民には宗教上の自由が与えられ、『正教』徒に算入されながらその実、先祖伝来の信仰を奉じている異教徒にとっては、正教からの離脱と異教への乗り換えの最も十分な可能性が与えられたのである。」

シヤマニズムを信奉するブリヤート人のあいだでの、ラマ教布教の成功とギリシャ正教布教の失敗という対照性は何に起因するのであろうか。一九〇六年に「シベリア問題」誌に掲載された一論文には、次のように書かれている。「早くも一七世紀に創始されたロシアの教会宣教の結果は、少しあとにザバイカルに現われた仏教がすでにザバイカルのブリヤート人の血肉に入り込み、現在それが恰も太古からの宗教であるかの観を呈しているのに比して、今日においてすら、きわめてかんばしくない」が、ラマ教布

教の成功は、モンゴルのラマ僧侶たちが「気分においても、生活様式においてもブリヤート人に近かった上、その教説をブリヤート人の言葉で語ってきたことにある。」それに対して、ロシア人の宣教師は、といえは「もっぱら都市に住み、各地の行政当局の仲介を通じて自らの宗教をひろめることを考えてきた」、つまり「キリスト教は行政・警察的強制を通じて移植されたが、仏教は言葉と信念によってひろめられた」という違いがあるのだ。

現代ソ連の民俗学者も、ラマ教が土着的条件に適應し、シヤマニズムの祭式を取り入れつつ布教したのに対して、正教宣教師はラマ僧侶とは異なり、シヤマニズムに対する妥協を許さず、「その完全な根絶に向けて公然の非和解的闘争を行なった」ことを指摘している。一九世紀末、ヴェルホレンスクに近いレナ河のほとりにあった土着住民にとつての聖なる岩が、宣教師のたつての要求によって、とくに爆破されたのはじめ、供儀祭が行なわれる霊域が破壊された例は多かったという。

ブリヤートの若い知識人、ボグダーノフは一九〇七年に発表した「ブリヤートの「ルネッサンス」」の中で、一九〇五年の民族諸大会のちブリヤート人社会生活において注目すべき「二つの大きな事実」として、「北バイカル方言のための特別のアルファベットの創造」と「ブリヤ

ト・シャマニストの仏教の側への新宗教運動」とを挙げ、ツイベン・ジャムツァラーノによって一九〇六年夏に設立された結社「ブリヤート民族の旗」も新アルファベットと仏教の普及を目的に掲げている、と書いている。⁽¹⁵⁾この二つは、既成の正教と大ロシア的文化状況の変革という意味をもったと考えてよいであろう。「新アルファベット」とは、おそらくラテン文字を基礎とするブリヤート語の転写法を指すものであろう。少しのことに属するが、一九一七年に若いヤクト人の言語学者ノヴゴロドフが、ラテン文字を基礎とするヤクト語の転写法を考案して世に問うたさい、「ザバイカル・ブリヤートの知識人の一部も自らの民族文字〔モンゴル文字〕を排して、ラテン字母に移りはじめている」と述べているので、第一次ロシア革命期にはじまるブリヤートの「新アルファベット」が、十月革命後に「民族文化の新段階を創出した」と高い評価を受ける「ノヴゴロドフの転写法」の誕生に、ひとつの有力な示唆を与えたことは十分考えられる。この意味でも、ブリヤート人の民族的覚醒はシベリア全体の中で先進的位置を占めたと言つてよい。また「仏教の側への新宗教運動」にしても、「教育の中心」という役割を果たしているダツァンの学校を、「西洋の諸学の教育」も含めた総合的教育機関に改編する構想が少くともジャムツァラーノにはあり、⁽¹⁶⁾狭隘

な排外主義的民族主義と片づけるべきではなからう。

ところで宗教的反撥という形をとって表面化したブリヤート人の民族的敵対感情の背景には、単に宗教上の問題があっただけではなく、土地の問題と、行政制度の問題をめぐる抑圧があった。ジャムツァラーノによれば、ブリヤート人は「一世紀にわたって地方官憲と宣教師、中央政府との闘争に持てるすべての力を費さねばならなかった」が、この闘争はとくに「ニコライ二世の下で最高潮に達した」というのも、農民長官「クレスチヤンスキー・ナチャリニク」制と郷行政の導入により、「スペランスキー伯によってブリヤート人に与えられた自治の端緒が地上から抹消され」、「私的土地所有の発展」をうたう法律により、「ブリヤート人の土地の削減が着手された」からであった。⁽¹⁷⁾これは遊牧民の生活の根幹を脅かすものであった。

以下、スペランスキー以来認められてきた「異族人」自治の「抹消」を意味した、農民長官制と郷行政の導入について述べておこう。

農民自治機関の監督を主たる機能とするゼムスキー・ナチャリニクは、一八八九年七月二日制定のゼムスキー・ナチャリニク法によって制度化されたが、⁽¹⁸⁾同法が適用されたのは土地貴族をとまらざる諸県であり、シベリアには適用されなかった。しかし、移民の急増に関連して、既存

の農民行政制度では対応しきれないことを認識したシベリアの地方当局は、ゼムスキー・ナチャリニクをモデルとした新制度の導入をと考えた。東シベリア総督ゴレムイキンがその急先鋒であった。ゴレムイキンの提案は一八九二年の内相あて上申にはじまるが、それを増補した一八九六年の上申の中で、ヨーロッパ・ロシアのゼムスキー・ナチャリニクに比べて司法機能を狭める代り、行政機能を拡大する具体案が述べられていた。これが基礎となった内務省の案は一八九八年一月の国家評議会の審議で基本条項において合意をえた。意見が割れたのは名称であったが、これも農民長官とすることで一致が見られた。こうして農民長官に関する一八九八年六月二日法が制定された。農民長官は、制限された司法権限と並んで、移民関係事項や若干のゼムストヴォ所管事項も含む広範な行政権限を行使するものとされたが、後者の中には「異族人」に対する監督も入った。一八九八年六月二日法は当初トボリスク・トムスク・エニセイ・イルクーツクの四県に適用されたのち、実施の成功を見て一九〇一—〇二年にシベリア全域に拡大された。ザバイカルへの適用を定めたのは一九〇一年四月二十三日法である。⁽¹⁹⁾

一九〇一年四月二三日法は、正式には「ザバイカル州遊牧異族人の行政および司法制度に関する臨時規定」とい

い、郷行政の導入と、一八二二年の「異族人統治規定」に基づく行政制度の廃止を定めた。前述のようにこの「統治規定」はタイシャ・ザイサンといたわば部族代表による統治と自治を定めるものであった。これを廃止して郷という地域原則に基づく官僚制末端に再統合しようというものである。政府は「ザバイカリエのブリヤート人ウルースにおける地元の実権をタイシャやザイサンの手から、広範な権限を委ねた農民長官の手に移すことを必要とみなした」⁽²⁰⁾のであった。

農民長官制と郷行政の導入は、ジャムツァラーノによれば、「ザバイカル州のブリヤート人およびツングース人〔エヴェンキ人〕の側からの大衆的で執拗な抵抗を呼び起こし」、「最良のブリヤート人たち」の逮捕、投獄、流刑という弾圧を伴った。⁽²¹⁾一九〇四年二月にはザバイカル州のブリヤート人諸地区に戒厳令が発令された。因みにこれは日露戦争勃発の月である。

ところで、行政改革は土地政策と密接であった。第一革命前夜とそれに続く時期のブリヤート人やエヴェンキ人の民族運動激化の基本的要因をなしたのは、ツァリーズムの土地政策であり、郷改革反対闘争はこの運動にとって機縁となったにすぎない。⁽²²⁾

一九世紀末—二〇世紀初頭のシベリアにおける土地政策

の基礎にあったのは、ヨーロッパ・ロシアからの農民のための植民フオンドの形成という観点である。政府の移民政策については次節でより一般的に検討することにして、ここでは、ザバイカルにおける植民フオンド形成の計画が一八九六年一月一八日設置の「ザバイカル州住民の土地制度に関する審議会」において立案され、一九〇〇年六月五日の「ザバイカル州農民および異族人の土地制度の要綱」において法制化されたことをとりあげておきたい。

右の「審議会」の議長はシベリア鉄道委員会総務部長クロムジンが兼任した。クロムジンは、「游牧異族人」が一八二二年の「異族人統治規定」によって土地権利関係で「全く特別な状態」にあり、このような現行法制は新しい土地制度の依って立つ原則と矛盾する、との認識に立っていた。歴史家エグーノフは、それゆえに郷改革はツァリズムの土地政策の構成部分、新土地法実現の前提条件となつた、と指摘している。植民フオンド形成のために行政制度も再編成されねばならなかつたのである。ところで、一九〇〇年の「要綱」は、ブリヤート人が保有してきた土地は官有地であつて、それを定住農業者であると游牧を行なう牧畜者であるとを問わず、均等に分与するというものがあり、分与地の規模は男子一人あたり一五デシヤチナ、と規定していた。この法律によって、ザバイカルのブリヤート

州に導入された。ザバイカル州のブリヤート人居住地域は一五の郷に分けられ、旧ノヨン(タイシャ、ザイサン)に代る「新しいタイプの官吏」が出現した、という。⁽²⁹⁾

一九〇五年には、ヴェルフネウヂンスク(二月)、チタ(四月)、グシノオゼルスキー・ダツァン(六月)、ツガリスキー・ダツァン(七月)でザバイカルの、また、イルクーツク(八月)で北バイカルの、民族代表大会が開催され、土地、自治、教育などの問題が審議された。ここで興味深いのは、ザバイカル州では「異族人」自治的な地方自治の要求が提起されたのに対し、イルクーツク県ではゼムストヴォ・タイプの地方自治の要求が提起されたことである。双方の主唱者はそれぞれ「旧ドゥーマ論者」(スタロドゥムツイ)、「進歩的ブリヤート」と呼ばれた。⁽³⁰⁾ソ連の歴史学の用語法では、それぞれは、半封建的勢力ノヨン層と、ブルジョワの勢力ノクラーク層の利害の表現者であつた。両者が、両地域の社会的諸関係の相違を反映するものであつたことは確かであるが、この思想的分化の実態を詳しく明らかにする材料はない。

一九〇五年の革命期にはその前夜から引き続き、反土地整理、行政改革の民衆運動が展開された。⁽³¹⁾この問題をめぐるブリヤート人の民族運動とロシアの革命運動との関係についても詳細は不明である。数少ない史料として、ポリ

シベリアにおける民族的諸関係(原)

ト人とエヴェンキ人は彼らの利用下にあつた六七八万デシヤチナのうち五〇〇万デシヤチナを失うことになつた、といわれ、その公布はブリヤート人、エヴェンキ人のあいだに広く憤激を呼び起こした。一万余の署名を集めたツァーリへの請願書の中で、「限られた土地分与のもとでは、ブリヤート人の唯一の富をなす畜産は無条件に絶滅する」と、⁽³²⁾「殺作に向いた土地がなく、それにブリヤート人は古来游牧の生活様式を営んできたので、かかる意外な改革は低発展段階のブリヤート人を死に至らしめかねない」ことが述べられ、「ブリヤート人が改革の考えに和解するまで五、六十年間」の改革延期が訴えられている。⁽³³⁾多数の署名を集めたツァーリへの請願が組織されたことにも窺われるように、反土地改革、行政改革の運動はいわば民族的な展開を見せた。のちにリンチノは、「すべてのシベリア少数民族のうちでブリヤート・モンゴル人は歴史的過去においてモスクワ征服者に対して最も頑強な抵抗を行なつた」ことを誇らしく述べる中で、とりわけこの「プレーヴェの時代」に「まる三年間にわたる粘り強い組織的抵抗」を敢行したことを特筆している。⁽³⁴⁾

こうした民族的抵抗の中で、地方当局は土地整理法の実施に踏みきれず、行政・司法改革の実施にとどまり、郷行政と農民長官制が一九〇四年に一部地域を除くザバイカルス・シュミヤツキーの回想に次のように述べられているのが、ひとつの参考になる。彼によれば、ヴェルフネウヂンスクの「社会民主党」組織の中にリンチノら数人の若いブリヤート人がいて、彼らは党組織とより広範な無党派的ブリヤート人青年グループをつなぐ役割を演ずるとともに、「ザバイカル州のカザーク・農民とのブリヤート人の尖鋭な対立に関連して」この種の現象に対し組織はいかに対応すべきかという問題を提起した、という。これをうけてヴェルフネウヂンスク市委員会はツァリズムの植民政策批判を行なつた、とシュミヤツキーは一九〇六年の同市組織の活動について述べている。⁽³⁵⁾逆に言えば、ブリヤート人側から問題突きつけられるまでは、ロシアの革命党に独自に民族問題に取り組む意図、少くともその余力はなかつた、ということである。

第一革命が退潮に向かつて一九〇七年、政府は延期されていた土地整理事業に着手した。また、これと並行して、一九一二年から一六年にかけてイルクーツク県でも郷行政が導入された。ツァリズムの土地政策の結果、イルクーツク県のブリヤート人の土地は一八八七年から一九一七年にかけての三〇年間に半減し(耕地は三四%減、草刈地は六〇%減)、ザバイカル州のブリヤート人とエヴェンキ人の土地は一八九七年から一九一七年にかけての二〇年間に

(23) 三六%減少した。政府の土地政策の結果、ブリヤート人は深刻な土地不足に迫らされ、モンゴルの逃散がもたらされた。

- 註
- (1) 若松寛「ブリヤートの宗教」『京都府立大学学術報告・人文』28(一九七六年)の一〇一―一〇三頁。
 - (2) Г. М. Михайлов. Влияние ламазма и христианства на шаманизм бурят. В кн.: Христианство и ламазма у коренного населения Сибири (вторая половина XIX-начала XX в.). М., 1979, стр. 128-129.
 - (3) Там же, стр. 137-138.
 - (4) Энциклопедический словарь [Брокгауза-Ефрона]. т. XIX, стр. 446.
 - (5) История СССР с древнейших времен до наших дней. т. III. М., 1967, стр. 285.
 - (6) М. Братский. Очерк бурятского хозяйства в Баганском уезде Иркутской губ. Св. № 2 (1906), стр. 278.
 - (7) В. Гирченко. Страница из истории христианизации бурятского населения в конце XIX-го века. ЖБ, 1926, № 1/3, стр. 107.
 - (8) История СССР, т. III, стр. 285.
 - (9) Церковь и руссификация бурято-монгол царизме. КА, 1932 № 4(53), стр. 123-124.
 - (10) Гирченко. указ. статья, стр. 99, 101.

- (11) Церковь и руссификация... стр. 119.
- (12) Там же, стр. 105, 123.
- (13) Братский. Указ. статья, стр. 278.
- (14) Михайлов. Указ. статья, стр. 130, 138. Монгоの行政当局の宗教的不寛容は、とくにユダヤ教徒に対するそれがよく知られている(先しあたり、原・前掲論文を見てほしい)が、「異教信徒〔ヤセイチヒキ〕」に対しても、ユダヤ教徒に対する「血の中傷」に対応するようなケースがあったことは注目値する。ウヤトカ県下のヴォチャク人(今日のウバムルト人)農民に対して、彼らが異教の神に人身を犠牲に供したとの中傷のもとに行われた裁判事件で、一八九二年の捜査開始にはじまり、九四年の七名の被告に対する有罪判決、控訴と差戻しを経て、九六年の第三審での無罪判決により結着した「ムルタン裁判」はその例である。Советская историческая энциклопедия, т. IX, стр.6, 801-802.

- (15) М. Богданов. Бурятское «возрождение». Св. 1907, № 3, стр. 39-40. ボンターノンはボン・ノイマタの出身、一八七八年生まれ。カザン師範学校卒。内戦期にブタン・ヤッショーンの命令で殺害される。シャムツアライノはマガ・ノイマタ出身、一八八〇年生まれ、イルクルーツ師範学校卒。Сибирская советская энциклопедия, т. I, стр.6, 356-357, 906. なお、シャムツアライノの生涯については、参照・田中克彦『草原の革命家たち』(中央公論社、一九七三年)の一七四―一七五頁を参照。
- (16) С. А. Новгородов. Первые шаги якутской пись-

- менности. Статьи и письма. М., 1977, стр. 33-34.
- (17) Е. Поливанов. Революция и литературные языки Союза ССР. РВ, 1927, № 1, стр. 45-46, 48-49.
 - (18) Ц. Жамцарано О правосознании бурят. Св. № 2 (1906), стр. 173-174. この教科書の頌詞に「反動的なモンゴロスタのソートキ」の語句を見解は、例として、История Бурято-монгольской АССР. т. I, Улан-Удэ, 1954, стр. 409. を参照。
 - (19) Жамцарано. Указ. статья, стр. 168-169.
 - (20) 和田・前掲論文、一七五―一七五頁、二七二―二七三頁。
 - (21) В. А. Степелин. Крестьянские начальники Енисейской губернии. КГИИ УЗ, т. IX, вып. I(1957), стр. 127-136, 155.
 - (22) История Бурято-монгольской АССР. т. I, стр. 383.

- (23) Там же, стр. 408-409.
- (24) М. Ветюшкин. Очерки по истории большевистских организаций и революционного движения в Сибири 1898-1907 гг. М., 1953, стр. 178; Высший подъем революции 1905-1907 гг. т. II, М., 1955, док. № 754. 前者とは土地取上の無効決議が見えぬ。後者は郷役場閉鎖闘争の史料である。
- (25) В. Шумяцкий. Работа Верхнеудинской организации РСДРП в 1906 г. ЖБ, 1925, № 7/8, стр. 41.
- (26) История Бурято-монгольской АССР. т. I, стр. 431-434; Егуннов. Указ. статья, стр. 288.

三 山地アルタイにおけるロシア化と抵抗

- (23) Жамцарано. Указ. статья, стр. 170.
- (24) Н. П. Егуннов. Прения. В кн.: Особенности аграрного строя России в период империализма. М., 1962, стр. 283-284.
- (25) Там же, стр. 285.
- (26) История Бурято-монгольской АССР. т. I, стр. 382.
- (27) Егуннов. Указ. статья, стр. 284-285.
- (28) Э. Д. Ринчино. Бурят-монголы Восточной Сибири. ЖН, 1921, № 11 (109), стр. 3.
- (29) История Бурято-монгольской АССР. т. I, стр.

山地アルタイに入ってきた最初のロシア人は、まず逃亡農民や逃亡鉱山労働者、ラスコリーニキ(分離派信徒)のちうに抑圧を通れ、隠れ場を求めてきた人びとであった。「ヤコウ・キエ」(白水境)―地上のニートピアを探し求めてきたラスコリーニキは「秘境ブフタルマの谷」に入り直し、ならにカトウニ河上流のウイモン峡谷にまで入り込んでロシアの官憲から長期にわたって自立した生活を営んでいたことが知られている。

アルタイ地区(山地と山麓一帯を含む四〇万平方ヴェルスタ〔四五万平方キロ〕もの広大な地域)は帝室官房地、すなわち帝室官房の管轄下にある皇族の所有地であり、ここが法律によって農民の移民に開放されたのは一八六五年であった。⁽²⁾また、山地アルタイへの移民が公式に開始されるのは一八七四年であった。同年、山麓の農民がカトゥニ河谷への入植許可を求めて請願を起したのに対し、トムスク県知事は、「異族人」の土地の不可侵を保証している法律は「異族人」を野蛮な状態に保つものであり、「異族人」の土地に農民が入植するのを許可することは望ましい、との見解を示した。法律上は、一八一一年に設定された遊牧民の境界線を越えてロシア人が移住することはそれまで禁止されていたが、事実上は、そのような禁止規定は決して遵守されず、すでに一八七四年の時点でカトゥニ河谷には数個の農民村落と多くの占拠耕地「ザイムカ」が現存していた。⁽³⁾

ところで、一八六五年と一八七四年の解禁以後にはじまる大量移民に先駆け、その序曲となったのは宣教師団の植民であった。山地アルタイにおける宣教師団の開始は、掌院マカリイが派遣された一八二八年とされている。⁽⁴⁾宣教師団の進出は土着住民の追い立てを伴った。教次にわたり山地アルタイを旅行した植物学者ヴェレシチャーギンによれ

ば、カトゥニ河との合流点近くのマイマ河の谷にマカリイによってマイマ村が開基されたのは一八三一年で、ここに宣教師駐在所ができる。「カルムイク人はここから上流のチェボシ、マンジエロクその他へ遊牧地を移した」、⁽⁵⁾というのは、「宣教師たちは宣教師駐在所あるいは新規受洗者の村落へ五ヴェルスタ〔約五・三キロ〕以内に非受洗者が住むことを禁じたからである。」駐在所が置かれたウラ村(のちのゴルノアルタイスク)も、一八三四年まではアルタイ人の遊牧地であった。⁽⁵⁾歴史家ポタポフも、「谷間に建てられた宣教師団の木製の八端の十字架は、植民のシンボルでもあり、手段でもあった。アルタイ人には十字架から半径五ヴェルスタ以内でシャマンの祈禱を行なうことが禁じられたが、そのためにシャマンを信奉する住民は谷間の優良地を宣教師団に残して、上の山奥に移り住むことを余儀なくされた。十字架はアルタイ人にとって、恐怖心を起こさせる道具、一種の案山子であった」と述べている。⁽⁶⁾

このようにして土地を奪われたアルタイ人は、修道院による苛酷な収奪をうけることにもなった。この点に関して、⁽⁷⁾ 时期的には下って一九〇五年の観察であるが、ヴェレシチャーギンは次のように記録している。

「いまや修道院は広大な土地―森林と牧草地と耕地

(約三千デシヤチナ)―を所有している。現在、テレ

ツコエ湖から上流へ三五―四〇ヴェルスタまでの全チュルイシマン河谷と一部バシカウス河谷が修道院に属している。異族人は、耕作するにも放牧するにも一定額を支払って土地を利用している。一デシヤチナの土地につき、耕作なら一〇ルーブリ、放牧なら大家畜一頭当り二〇コペイカ、小家畜一頭当り四コペイカ、ユルタ設置の場所代に一ルーブリ、切倒された丸太材は薪の伐採権料に五〇コペイカ、営業から一ルーブリ、等々。しかもこれが、一ブードの塩の値段が二ルーブリもする地方のことなのだ! 土地利用に対して、修道院が徴収する支払は、異族人を甚だしく圧迫している。彼らは修道院に対して憎悪を隠そうともしない。修道院の土地から去った者も多い。こうした条件の下では、修道院の啓蒙活動など無きに等しい。たしかに、この異族人はみな洗礼を受けた。だが無論のこと、彼らは実質上は昔ながらの暗愚な異教信徒にとどまっている。そもそも、修道院はアルタイ宣教師団の活動の悲しむべき記念碑なのだ……。

修道院の偶然的訪問者であるわれわれは、そのいくぶん金儲け的な性格に不快な驚きを味わされた。何につけ高い金をとるのだ。客を好遇するヨーロッパ・ロシア

シベリアにおける民族的諸関係(原)

アの修道院と何たる違いだろう!

アルタイ地区は早くから農民移民に開放されたこともあって、一九世紀末に本格化したウラル越え移民の主要な移住先であった。移民問題の専門家カウフマンによれば、一八八五―九三年にトボリスク県經由でシベリアへ向かった移民男女三二万九六三一人のうち、二四万四千人もの人びとはトムスク県に向かい、後者の大部分はアルタイ地区に入植した。⁽⁸⁾また、移民局編『アジア・ロシア』によれば、一八八四年から一九〇六年までにアルタイ地区に入植した男子農民は四〇万三七七〇人にも上った。⁽⁹⁾移民は山地アルタイまで行く資力を持たず、まづもって山麓のステップの地域で、古参住民(「スタロジールイ」)のもとで雇農となる者が多かった。山地アルタイにまで入って、そこに占拠耕地を営んだのは、山麓アルタイの農民の中の実力ある分子、従って何よりも古参住民であった。⁽¹⁰⁾

一般にシベリア移民は一八九〇年代半ばまでは、政府の移民抑止政策のもとで、「無許可移民」⁽¹¹⁾が支配的であったが、一八九一年の飢饉と、一八九四―九五年の中部シベリアまでの鉄道臨時運行開始を背景とする移民の大量化によって、一八九〇年代半ばには、「無許可移民」を禁止してきた従前の法制は改訂された(一八九六年四月二七日のシベリア鉄道委員会決定)。⁽¹¹⁾これに続いて同年五月二三日に

は「トボリスク・トムスク・エニセイ・イルクーツク各県の官有地に居住する農民および異族人の土地制度の要綱」が發布され(ザバイカル州については前節でふれた)、さらに一八九八年六月四日には「土地分与規定手続、土地整理作業実施、並びに森林分与に関する条例」が發布された。これらの法令によって、男子一人当り農地一五、森林三、計一八デシヤチナの分与と、「国家貢租」・「森林税」の支払が規定された。帝室官房に属するアルタイ地区についての同様の規定は、一八九九年五月三十一日の「アルタイ地区帝室官房地に居住する農民および異族人の土地制度に関する規定」で与えられた。¹³⁾

こうして、移民行政の転換を背景として、植民フォンド形成のための土地整理事業が山地アルタイでも日程に上ってきた。一八九九年五月三十一日の法令は、「遊牧異族人」としてのアルタイ人をも一八デシヤチナの分与の対象とするものであり、このアルタイ人の土地整理によって、アルタイ地区長官の計算によれば六〇〇万デシヤチナ以上の土地が植民フォンド形成と租税収奪のために開放されることになった。¹⁴⁾ところで、一八九七年の国勢調査によれば、トムスク県ビイスク郡の「タタール人」(総称だがここではアルタイ人)は四万一三〇九人であったが、その職業構成は農業が一万〇四〇九人(二五・二%)に対して、牧畜業

が二万七三六八人(六六・三%)であり、遊牧が圧倒的な生活形態であったことが分る。このような生活形態の基本的な無視に基づいて立案された九九年の法令は、アルタイ人遊牧民の側からばかりでなく、シベリア地方主義者、アルタイ地区のリベラル・ナロードニキ系の官吏の側からの抵抗にもぶつかり、ひとまずその施行は延期された。¹⁶⁾

ポタポフは一九三三年の著書の中で、「宣教師のせよ、自由移民のせよ、政府のせよ、ロシアの植民の根底には、土地略取、露骨な強奪が区別なく横たわっていた」と明確に述べている。

一九〇四年にアルタイ人のあいだに興ったブルハニズム(ブルハン運動)は、こうしたロシアの植民に対する民族的抵抗として注目されるが、ソ連の歴史学におけるその評価の変遷もまた注目に値するものである。

一九二九年に論文「ブルハニズムの本質についての問題によせて」、また翌年に著書『オイロチヤ』を発表した歴史家マメトは、既存の関係文献の大部分はブルハニズムを宗教運動として描いているが、それは無理からぬ事情にもよるのであって、同時代人の民俗学者クレメンツは被告チエト・チェルパノフの無実を立証するために、チエトが指導した運動が純粹に宗教的な運動であることに力点を置かざるを得なかったのだ、とした上で、クレメンツのエピゴ

ーネンがそれに留まっているのを批判して、結論的には次のように述べた。

「運動の宗教的形態を否定するものではないが、われわれはブルハニズムを本質においてツァリーズムの植民政策に対抗して向けられたアルタイ人大衆の民族運動と規定する。この運動は、解体しつつあった種族制度に代って登場しつつあった生成過程の土着商業資本のヘゲモニーのもとに経過した。それゆえに、ブルハニズムの闘争は、宣教師団ツァリーズムの手先とすべてのロシア的なのに対抗する一方、古い生活・経済形態を代表するシャマニズムにも対抗したのである。¹⁹⁾」

当時『歴史家』マルクス主義者』誌編集部にいたシエスタコーフは、マメトの『オイロチヤ』に注目して、一九世紀末—二〇世紀初頭の民族解放運動の波は、とくにロシアの一九〇五年革命の影響下に、中国・イラン・トルコなど外国のアジアのみならず、ロシア帝国内のアジア地域をもまき込んだのであり、その一つとしてのブルハニズムの位置づけに成功しているとして、マメトの研究を高く評価した。²⁰⁾ところが翌一九三一年、『ブラヴダ』にマメト批判の一文が掲載される。それによれば、マメトの本は問題をアルタイ人对ロシア人の対立関係ととらえ、ロシア人一般を「カルムイク禍」との関連で直接非難する箇所すらあるの

は問題であり、階級的観点が欠如しており、レーニン主義に敵対する把握である、またシエスタコーフがかかる反レーニンの本を推薦しているのも見逃し得ない、という。²¹⁾

ロシア人一般ではなく、階級敵たるロシア人クラークとアルタイ人バイこそが非難されるべきである、というのだが、事柄がそれほど単純ではなかったことは後段でふれる。またマメトの著書がこのような批判に堪えないほど低水準だった訳ではない。それはとにかく、党機関紙上で学問的著作とその書評が叱責を受けること自体にただならぬものがあり、結局マメトも、シエスタコーフも直ちに自己批判文を書く。その後、一九三三年にポタポフ著『オイロチヤ史概論』が出た。ポタポフは、ブルハニズムを第一に「植民的抑圧に反対し、ロシア人搾取者たちの圧迫と専横に反対するアルタイ人農民の民族解放運動」として、第二に「勤労アルタイ人の民族解放運動を自己の目的のために利用せんとする」アルタイ人民族ブルジョワジーの、モンゴル人ラマと共同しての試みとして、とらえる必要がある、と書いている。微妙な差はあるが、この本とマメトの本との距離は大きくはない。距離が大きいのは、この本と、同一著者による一九四八年刊行(一九五三年再版)の『アルタイ人史概説』とのあいだである。ポタポフは、後者において、ブルハニズムを民族解放運動とみることはできず、

アルタイ人の歴史における進歩的現象と考えることはできない、と述べ、旧著の自説を全面的に改めた。それどころか、ブルハニズムは「ブルジョワ民族主義者の助けを借り、日本帝国主義者によって組織された政治運動」、「日本帝国主義者によって製造された反動的民族運動」であった、というのである。²⁵このような評価の大転換が生じたこととの背景に、大ロシア排外主義の一時代が一九三三年と一九五三年との間に横たわっているという事実があることだけは確かである。また、近年のソ連史学では、この問題は完全に回避・無視されているようである。日本では近年、青木節也氏によって、ブルハニズムにおける一切のロシア的なるものを否定するラディカル性と、ブルハニズムの弾圧者の主力がロシア人農民であることに示される、ロシア帝国内の植民地被抑圧民族と植民者との非和解的対立性という問題が、はじめて喚起された。²⁷

アルタイ人の間には、チンギス・ハンの末裔で、再び婦り来ることを約束して何処かに姿を隠したという口碑の英雄、オイロート・ハンの再臨が信じられていた。オイロート・ハンを僭称する人物は一度目は一八七〇年代、二度目は一九〇〇年に出現しているが、いずれも追隨者を集めるには至らなかった。²⁸救世主待望の空気が漲っていた一九〇四年五月、牧夫チェト・チェルパノフにオイロート・ハン

の「お告げ」があり、このことがアルタイ人の間に広く知られた結果、「アク・ブルハン」「白い神」を崇拜するために、テレングの谷に人びとが集まりはじめ、八日後には四千人にも達した。「アク・ブルハン」との霊媒の役割を演じたのは、予言者チェト・チェルパノフの十四歳になる娘であり、「ヤルリクチ」「聖なる人」と呼ばれたこの娘は毎日、山上に登って霊媒を行ない、下山しては集まったアルタイ人の前で祈禱を唱えた。²⁹このような「お告げ」と祈禱は、そこにブルハニズムの基本的な思想が含まれているとして、マメトによっても、ポタポフによっても分析されている。³⁰「お告げ」の中の、「北の高く白い山！ 永らくお前たちはその前に頭を垂れてきた。だが白い山がもはやお前たちに主人ではない時が来たのだ」という一節は、ツァリーズムの支配からのアルタイ人の自立を主張するものにはかならない。ロシアの貨幣の使用の拒否、ロシア的生活様式の拒否が様々に謳われている。祈禱の際の唄には、「われらがツァーリ、ヤポンは来れり」という一節があり、このオイロート・ハンと日本との同一視は日露戦争における日本の勝利への期待感と理解することができるであろう。ポタポフは一九三三年の著書では、この点に「ツェボン・ツァーリ」へのアルタイ人の共感を見たが、一九五三年の著書では「ブルハニズムの指導者らは日本の諜報

部の指図に従って動いた」ことの根拠を求めようとした。無論、後者のような解釈は飛躍しすぎている。ブルハニズムの基本的な思想は、祈禱の際の唄の中の次の部分に見られるのではなからうか。「新しいビイスクの大鎌、何故にそれはわれらの緑なす草を刈るのか。／トムスクの草刈機、何故にそれはわれらの潤い豊かな草をなぎ倒すのか。／天なる白い神は、アルタイからすべての森が切り倒されてしまった、すべての土地が剃ぎ取られている、と苦言しておられる。」(次のようなヴァリアントもある。「新しいビイスクの大鎌、何故にそれはわれらの緑なす草を刈るのか。／荷馬車でやって来た役人たち、何故に彼らはわれらを苦しめるのか。／トムスクの草刈機、何故にそれはわれらの潤い豊かな草をなぎ倒すのか。／トムスクの役人たち、何故に彼らはわれら縛られた者を苦しめるのか。」)

右の一節に見られる通り、ブルハニズムは植民と土地掠奪、ロシア化に対する根底的なところでの抵抗の運動であった。

この未曾有の運動は当然にも当局を狼狽させたばかりでなく、周辺のロシア人農民を恐慌に陥れた。教会は警鐘を鳴らし、農民は武装し、女子供を避難させ、村ごと移住した所すらあった。五月二八日のオムスクからの総督の訓電には「必要の場合には力の措置をも辞さず、断乎たる秩序回

シベリアにおける民族的諸関係(原)

復措置を講ぜねばならぬ」とある。しかしそのために必要な兵力は極東の戦場に出征中で、地元には僅かの留守部隊しか残されていなかった。六月一日、ビイスク郡警察署長トゥクマチェフは、ビイスク主教マカリイとともに現場から成る「民兵」「ラートニク」を徵募すると命じた。その翌日の朝から同村へ農民が集結しはじめ、二〇日までにその数は一二〇〇人を算えた。彼らは郡警察署長を総指揮官とし、分署長に率られる三個の部隊に編成されて、火器を与えられ、二一日午前二時の鐘を合図にテレングの谷へ出撃した。三千人余のアルタイ人は突如四方から包囲された。郡警察署長はチェトとその妻と娘の引渡しを要求した。この命令に対し、無防備のアルタイ人はひるまずに無言で立った。ユルタを襲撃せよ、との命令が下り、発砲がはじまり、多数の死傷者が出、チェトとその家族、周辺の約三〇〇人が逮捕・連行された。実は、この襲撃・殺害は「第一幕」で、その直後に「第二幕」、すなわち、バカイによればシベリア征服期に軍政官とその配下が行なったのを思わせるようなユルタの掠奪がはじまった。³¹これを行なったロシア人農民に罪の意識はなかった、という。

以上が一九〇四年六月の「テレングの谷の悲劇」のあらましであるが、この弾圧をもってブルハニズムが終ったの

ではない。翌年の革命の諸事件と一〇月一七日詔勅はアルタイ人にも強烈な印象を与えた。その中で、アルタイ宣教団の報告によれば、「異教信徒『シヤマニスト』のみならず、新規受洗者までもブルハン運動に公然と加わりはじめ、「今や信教の自由を知って彼らは公然と『キリスト宗』からの離脱を口にした」という。一九〇七年に山地アルタイを旅行したヴェレンシチャーギンは、ある地区の状況を次のように記録している。「周辺諸集落の異族人は受洗者に算えられているので、最近ここに、教会が建てられた。しかし彼らは無論、実質上は依然として同じ異教信徒のままである。当地の諸集落のうち自分をキリスト教徒と認めている異族人は僅か二人で、残りの新規受洗者はすべて公然と『ブルハニーチ』『ブルハン教徒化』しはじめた。」

ブルハニズムの中には、「お告げ」にも「カム〔シヤマンのこと〕の手太鼓を焼き払え」なる一節が見られるように、土着信仰たるシヤマニズムの批判、民衆の宗教的改新という側面があった。ヴェレンシチャーギンも一九〇七年の旅行のさい、「タイルガー」〔シヤマニズムの犠牲獣の一種〕が見られなくなったことを「数年前にはじまった宗教運動との関連」において注目している。³⁴ブルハニズムにおけるこのような土着信仰批判は、この運動がモンゴル起源であり、ラマ教の影響下に山地アルタイで展開したとする

説明と関連がありそうである。この説明はマメトもボタボフも述べているところであるが、その根拠として両者が挙げているのは、ブルハニズムの中心地がモンゴルとの経済上・文化上の接触の深い山地アルタイの南部であったという事情であり、さらにチェト自身モンゴルに長く住んだ経験をもち、また運動の中核分子の中にはモンゴルで通訳をつとめたことがあり、ラマ教に通暁していたというアダィムチなる人物がいた、という事実である(チェトの逮捕後の指導者はこのアダィムチであり、チェト自身は一九〇六年五月の無罪判決による釈放後、平の「ヤルリュクチ」にとどまったという)。この点、すなわちラマ教との関連性を踏まえて、ブルハニズムの教義に関して、マメトは、「ラマ教・キリスト教・シヤマニズム・アルタイ人英雄叙事詩といった種々のイデオロギーの影響のないまざったもの」としており、ボタボフは、「相当程度において、特殊にアルタイ向けに適応されたモンゴルのラマ教」であった、としている。いずれにしても、宗教運動という側面に着目するならば、前節で見たような、一九〇五年を契機にブリヤーチヤで興った、「シヤマニスト」(名目上のキリスト教徒を含めて考えるべきである)の「仏教」〔ラマ教〕の側への「新宗教運動」と軌を一にした動きが、ほぼ同じ時期に山地アルタイでも勃興したことの共通性が注目され

る。しかも両地域の新しい動きは、植民とロシア化に対決し、その意味で単なる宗教運動そのものではなかった点で、まったく共通しているのである。

第一次ロシア革命以後の植民と抵抗について、最後に付け加えておくならば、延期されていた一八九九年法の施行が反動期に日程に登り、一九一一年から一三年にかけて土地整理が実施されたこと、第一次大戦期の一九一六年に「異族人」徴用令に対する反対闘争が起こったことが重要である。一九一六年の闘争は一九〇四年のブルハニズムの中心地を再び中心地とし、またオイローター・ソンの再臨の観念を再びともなっていた。³⁸

註

- (一) 中村喜和「日本国白水境探求—ロシア農民の「エートベ」アに就いて—」金子幸彦編『ロシアの思想と文学』(恒文社、一九七七年)、五二—五三頁。
 (二) 以下とも関連記事がある。Л. П. Мамет. Ойротия. Очерк национально-освободительного движения и гражданской войны на Горном Алтае. М., 1930. стр. 25-26; Овчинников. Указ. статья, стр. 23-24.
 (三) Азиатская Россия. т. I, стр. 391, 412.
 (四) Овчинников. Указ. статья, стр. 15; Мамет. Указ. соч., стр. 33.

シムリアにおける民族的諸関係(原)

- (4) Мамет. Указ. соч., стр. 27.
 (5) В. И. Верещагин. Поездка по Алтаю летом 1908 г. (путевые заметки). АС, т. X (1910), стр. 3.
 (6) Л. П. Потанов. Очерк истории Ойротии. Алтайцы в период русской колонизации. Новосибирск, 1933, стр. 117.
 (7) В. И. Верещагин. По восточному Алтаю. Дневник путешествия в 1905 году. АС, т. VI (1907), стр. 31.
 (8) А. Кауфман. Переселение. Энциклопедический словарь [Брокгауз-Ефрона], т. XXII, стр. 271.
 (9) Азиатская Россия, т. I, стр. 414.
 (10) Потанов. Указ. соч., стр. 116.
 (11) В. В. Тихонов. Переселенческая полиглия царского правительства в 1892-1897 годах. История СССР, 1977, № 1, стр. 113-115.
 (12) И. А. Асаханов. Сельское хозяйство Сибири конца XIX-начала XX в. Новосибирск, 1975, стр. 44.
 (13) Азиатская Россия, т. I, стр. 417.
 (14) Потанов. Указ. соч., стр. 121.
 (15) Первая себидая перепись населения. т. LXXIX, стр. 191. 44 算出。なお、同じ国勢調査による統計数字上の信教構成は、正教徒一萬八二二四人(四四・一%)、非キリスト教徒二万二八〇〇人(五五・一%)で、ラマ教徒は算えられていない(там же, стр. 90-91)。
 (16) Потанов. Указ. стр. 121.

- (17) Там же, стр. 124.
 (18) Ч. П. Катмененкоは一八八一年行政流刑となった有名なナローブニキ活動家で、流刑地の民俗学調査に従事し、九七年首都に帰り、一九〇〇年より一〇年、流刑地の民俗学調査の報告を首都のロシア博物館民俗部門の長である、メンシニコフの法廷審理では被告側参考人として活動した。
 (19) Мамет. Указ. соч., стр. 621. 次の参照。Он же К вопросу о сущности бурханизма. РВ, 1929, № 7, стр. 211-213.
 (20) А. Шестаков. Рецензия. ИМ, № 15 (1930), стр. 163-164.
 (21) М. Тайшин. Против извращения национальной политики Партии. Правда, 6 апр. 1931 г. стр. 6.
 (22) Л. Мамет. Письмо в редакцию. Правда, 24 апр. 1931 г. стр. 6.
 (23) А. Шестаков. Письмо в редакцию. ИМ, № 22 (1931), стр. 184.
 (24) Потапов. Указ. соч., стр. 186.
 (25) Л. П. Потапов. Очерки по истории алтайцев. М., 1953, стр. 350.
 (26) 『ソウエト歴史百科』(該当巻は一九六二年刊)にブルハニズムの項目はなく、多巻本『シベリア史』(一九六八年)では片言隻句も言及されていない。
 (27) 青木、前掲②論文、四四一四六ページ。
 (28) Н. Бакай. Девятирный Ойрат-Хан. СО, 1926, № 4, стр. 119.

- (29) Мамет. Ойротия, стр. 14-15.
 (30) Мамет. Ойротия, стр. 13-14, 36-39; Потапов. Очерки истории Ойротия, стр. 183-185; Он же. Очерки по истории алтайцев, стр. 344-349.
 (31) Мамет. Ойротия, стр. 16-22; Бакай. Указ. статья, стр. 121-124.
 (32) Мамет. Ойротия, стр. 40.
 (33) В. И. Верещагин. От Барнаула до Монголии (путевые заметки). АС, Т. IX (1908), стр. 17.
 (34) Там же, стр. 15-16.
 (35) Мамет. Ойротия, стр. 58-60; Потапов. Очерки по истории алтайцев, стр. 351-352.
 (36) Мамет. Ойротия, стр. 48.
 (37) Потапов. Очерки истории Ойротия, стр. 183.
 (38) А. Данилин. Из истории национально-освободительного движения на Алтае в 1916 году. ВК, 1936, № 9, стр. 36-44.

四 トゥヴァの併合

サヤン山脈の北側、エニセイ最南のウス河谷に入植してウシンスク村を形成した最初のロシア人は、山地アルタイにおけると同様、「スロヴォヂェ」を探し求めてきた分離派農民であった。それは一八五〇年代とされる。ウス河

谷は分離派の到来以前はトゥヴァ人の遊牧地であった。優良地を占拠されて、そこから締め出されたトゥヴァ人は、夏季、分離派農民の下で雇農や牧夫として使役される者が多かった。こうした土着住民の労役を広く利用して急速に豊かになった分離派農民は、農業だけでなく、土着住民との交易にも手をひろげ、サヤンの南側のトゥヴァに入り込んで占拠耕地〔ザイムカ〕や交易所〔ファクトリヤ〕を営むようになった。これがトゥヴァへの植民のはじまりである¹⁾。

革命後の一記事によれば、「ウリヤンハイのロシア人住民はアジア・ロシア、主としてエニセイ・トムスク両県出身者であり、その大半は旧儀派である」という。この記事がその通りだとすれば、トゥヴァへの植民は当初から一貫して、旧儀派(＝分離派)がその中心を占めていたことになる。

ロシア政府は越境植民の問題について、清国との国境紛争にそれが発展することを恐れて、当初は慎重な態度をとり、積極姿勢への一転換とも考えられる一八八六年のウシンスク国境管区新設後も、越境植民の請願に対して「禁止もしないが許可もしない」との回答を与えている。このような当局の曖昧な姿勢に暗黙の了解を見た農民たちは、既成事実をつくる形で入植し、トゥヴァの当局の弱体ぶりと

シベリアにおける民族的諸関係(原)

買収に応じやすいその体質に乗じて、土地掠奪に積極的な活動を発揮した。実際、彼らの先駆者であるサファイヤノフらがサヤンの南側に入植した際、土着住民の抵抗を受けずに入植に成功したのも、そこを遊牧地としていたマアディの部族が遠くモンゴルに居住するノヨンの管轄に属していたことにもよっていた³⁾。ここで清朝支配下のトゥヴァの行政組織について簡単に見ておくならば、それはモンゴルと同様、ホシユン「旗」を基礎とするものであったが、その内部事情は複雑で一体性を欠いていた。ホシユンの名称とその下部機構たるスモ〔佐領〕の数、主要部分の土着住民人口は表2の通りであった(東部境界地方の①と南部境界地方の⑧⑨は人口のデータがない)。この表の九つのホシユンのうち、②③④⑤の四つは世襲支配者である「ダ・ノヨン」によってそれぞれ統治された。それらは一つのアイマク〔部〕にまとめられ、上級支配者たる「アムブイン・ノヨン」がそれを統轄した。「アムブイン・ノヨン」は他のホシユン支配者とウリヤスタイの清国参贊との間の仲介者であり、同時に④を自己の直轄下に置いていた。この「アムブイン・ノヨン」に服属していなかった①と、一九一一年の少し前にその服属から脱した⑤はウリヤスタイの清朝当局に直属した。残る⑥⑦⑧⑨の四ホシユンはモンゴルに在在するヴァン〔王侯〕に属していた⁴⁾。表の数字から

表2 トゥヴァの行政組織と土着住民人口 (1914—1915年)

ホシユン [旗]	人口	スモの数
①ハスト		4
②トジャ	4,000	4
③サルジャク	7,900	4
④オユナル	7,600	4
⑤ヘムチク (ダ・ホシユン)	35,600	10
⑥ベイセ		17
⑦マアディ・チョドゥ	1,200	2
⑧ニバズィ		2
⑨ジャルィク		
計	56,300	

P. Кабо. Очерки истории и экономики Тувы, стр. 65;
 Н. Леонов. Урянхайский край до начала XX столетия.
 НВ, No 3, 1923, стр. 408.

知られるように、遊牧が最も発展していたのは⑤⑥の両ホシユンで、それはヘムチク河に沿ったトゥヴァ西部地方に当る。

農民の植民に続いて、商人と金鉱業者がトゥヴァに活動の領域を求めた。商人は家畜を抵当とする売買によって借

手のトゥヴァ人を自らの牧夫に転化しつつ、企業家的牧畜経営者となった⁽⁵⁾。また金鉱採掘にはトゥヴァ人も使用されたが、その労賃は、ロシア人労働者の月額一〇—一八ルーブリに対して、月額二〇—四〇コペイカという劣悪さであった⁽⁶⁾。

ロシア政府のウリヤンハイ政策は、一九世紀末—二〇世紀初頭のロシアの極東進出を背景に、従来の慎重・曖昧なものから、積極的なものに転換した。一八九五年にイルクーツク軍管区参謀部が参謀本部に提出した提案には、清国との武力衝突に際してはコブドとウリヤスタイの占領が重要だとされている。一九〇四年には参謀本部将校ポポフの諜報活動に結びついてトゥヴァの占領計画が軍内部で具体的に練られ、その一環としてクラスノヤルスク・ウリヤスタイ間の馬車道路の建設が立案されている。しかし日露戦争中でもあり、清国を刺激するのは得策でないとの判断からこの計画は沙汰止みとなった。日露戦争後、清国の支持を背景としたトゥヴァ当局がロシアの植民政策に抵抗を示し、ロシア側も強く出るようになった。その一例としてアスベストの開発をめぐる紛争がある。一九〇六年、ヘムチク河沿いの豊富なアスベスト鉱層を開発するための会社がミヌシンスクに設立され、同年夏に調査隊が現地に派遣された。ヘムチク・ホシユンのノヨン、ハイドゥブが調査に

対する不同意を述べ、現場に集まった群衆が標識の設置はもとより、産出地の検分をも断乎として妨害したので、隊はやむなく引上げた⁽⁷⁾。これ以後、ロシア人入植者の森林伐採・放牧・播種が妨害される事件がとくにヘムチク地方で続出した。この背景には植民推進政策への土着住民の強い反撥があった。一九〇七年にウシンスク国境管区長官に任命されたチャキロフ二等大尉は大規模移民を推進し、「短期間にウリヤンハイ中央地方はロシア人集落と占拠耕地の網の目で覆われた⁽⁸⁾。こうした積極政策への転換は、入植農民経営数が一八八〇—一九〇六年の間の年平均六—七に對して一九〇七—一一年の間の年平均六六—六七に激増した⁽⁹⁾」ことにも現われている。さらに一九〇八年に、ハイドゥブはヘムチク河谷のロシア人住民に退去を要求し、ピケット (見張天幕) を設け、ロシア商品の搬入を禁じた。これに対して参謀本部将校ポポフの率いるロシア軍が出動し、ピケットを焼き払うなどの挙に出た。結局、事態はウリヤスタイ駐在ロシア領事と清国当局の仲介で収拾したが、こうした対立関係の尖鋭化は、ロシア政府の「ウリヤンハイ問題」の政策確定に拍車をかけた。一九一一年、イルクーツク総督を長とする審議会が設けられて、ウリヤンハイ地方におけるロシアの影響力強化措置についての審議が行なわれた。その会議録には、「移民の漸次増加にともない、

シベリアにおける民族的諸関係 (原)

遊牧民ウリヤンフ人は自らを圧迫する白い客をますます悪意の眼で見えており、土地をめぐる遊牧民とロシア人のトラブルは、容易に爆発してきわめて深刻な事態に発展しかねない。国家権力の介入が要求されよう⁽¹⁰⁾と記されている。つまり、植民の保護、土着住民の抵抗の排除のため、ウリヤンハイ地方の軍事占領は必要不可欠との認識と方針がここで確定されたのである。残されていたのは占領の時期と形式の問題であった。

ここで中国に辛亥革命が勃発し、一九一一年一月にはモンゴル独立宣言が発せられ、また同月、ウリヤスタイの中国出先機関はモンゴル軍に降伏するという事件が起こる。

これより先、中国商人のウリヤンハイ進出が、それを解禁した一九〇三年以来顕著になっていた。彼らの商業・高利貸活動は、ロシア人商人のそれと同様、トゥヴァ人を零落させていた。トゥヴァ人は辛亥革命後の情勢に乗じてその翌年、中国人交易所を襲撃し、中国人を追い払った⁽¹¹⁾。いまひとつの、ロシアのウリヤンハイ占領に有利な動きは、「アムブイン・ノヨン」職のゴムボ・ドルジがロシアの援助を得てトゥヴァの国内統一を計ろうとしたことである。一九一二年一月に召集されたノヨンたちの会議ではゴムボ・ドルジに代表される親露路線と、サルジャク・トジャ両

ホシエン(中央部から東部にかけての地域に位置する)のノヨンの主張する親モンゴル路線とが対立した。同年二月一五日づけのロシア政府宛書簡において、ゴムボ・ドルジとオユナル・ホシエン代表は、「ヘルヘと同様に仏教を保持、教権代表を選び、ウリヤンハイを独立国と宣し、大ロシア国家の保護と庇護を要請する」よう決定した、と述べた。¹³この書簡はロシア軍による即時占領の要請が述べられていたが、ロシア政府がとった対応は、政治的権限を附与された国境コミサールを派遣し、これを通じてノヨンやラマ教界と交渉をもち、トゥヴァ人の上層を「手なづけ」ることであった。¹⁴「ウリヤンハイで最も人口の多いダおよびペイセの両ホシエン」のノヨンも「ロシア帝国への編入」についての請願をツァーリに提出したのはこうした根回しの結果であった。

以上の段取りを踏んで、ロシア政府は一九一四年四月五(一八)日にウリヤンハイ地方を正式にロシアに編入した。¹⁶このことについての現代史連歴史学の公式の評価は次のようなものである。「一九一四年にトゥヴァはロシアに併合され、ロシア・ツァーリズムの植民地となった。しかしそれにもかかわらず、トゥヴァのロシアへの併合は客観的に巨大な進歩的意義をもった。」¹⁷

ところで、トゥバが名実ともにロシアの植民地に転化した

たことよって、ロシアの植民活動が露骨になったことは当然の帰結であった。一九一〇年当時二二〇〇人であったロシア人人口は一九一六年には八一〇八人、一九一八年には一万一九五八人に増大した。またその間、一九一四年にバイ・ヘム(大エニセイ河)とハ・ヘム(小エニセイ河)の合流点にトゥヴァで最初の都市(現在のクイズイル)が建設されたが、移民局官吏ガバエフはこの都市に「ペロツァールスク」「白帝の町」と命名した。¹⁸ロシア人商人の植民活動について歴史家カボは次のように書いている。「中国のトゥヴァの支配権喪失まで、商人は賄賂など半ば非法な手段に訴えねばならなかったとすれば、トゥヴァがロシアの保護領と宣言されたのちは、彼らは狂気じみた精力を発揮してトゥヴァ人の土地の止めどない強奪を展開しはじめた。良心の苛責を少しも感ずることなく、彼らはトゥヴァ人の放牧地と耕地を奪って囲い込み、遊牧するトゥヴァ人住民に対してはこれを地味の瘦せた山間の峡谷に追いつめ、剩エタンヌ・オラ山脈の向う側に追い払おうとしたのである。」¹⁹

こうした公然たる土地掠奪に対してこの時期のトゥヴァ人民衆のとった絶望的な闘争形態は、植民者の家畜の奪取(馬の乗り逃げであった。植民者は馬泥棒を捕えれば打ち殺すのがふつうだった、²⁰)という。このような関係の形成

が、それでも「客観的」には「進歩」だとするところは方は問題である。

註

- (1) Р. Кабо. Очерки истории и экономики Тувы. ч. I. Дореволюционная Тува. М.-Л., 1934, стр. 135-136.
- (2) С. Д. Урянхайский край и Соевроссия. ЖН. 1922, № 12 (147), стр. 5.
- (3) Кабо. Указ. соч., стр. 136.
- (4) Там же, стр. 64. 参考。Sevyan Vainshtein, Nomads of South Siberia: The Pastoral Economies of Tuva, translated by M. Colenso, Cambridge, 1980, pp. 234-235.
- (5) Кабо. Указ. соч., стр. 121.
- (6) В. И. Дулов. Социально-экономическая история Тувы (XIX-начало XX в.). М., 1956, стр. 340-341.
- (7) Кабо. Указ. соч., стр. 142-144.
- (8) С. Напов. Национально-освободительное движение Тувинских скотоводов НВ, № 19 (1927), стр. 51.
- (9) Дулов. Указ. соч., стр. 357.
- (10) Кабо. Указ. соч., стр. 144-145; А. Варанов. Урянхайский вопрос. Харбин, 1913, стр. 19.
- (11) Кабо. Указ. соч., стр. 151.
- (12) Напов. Указ. статья, стр. 48; М. Сафиннов. Колониальная политика торгового капитала в Танну-Туве. НВ, № 23/24 (1928), стр. 159-161.

シムリアにおける民族的諸関係 (原)

- (13) В. И. Дулов. Присоединение Тувы к России в 1914 г. ТИИЯЛИ УЗ. Вып. VII (1959), стр. 16.
- (14) Кабо. Указ. соч., стр. 170-172.
- (15) Международные отношения в эпоху империи. Лизма. Серия III, т. I, М.-Л., 1931, док. № 409.
- (16) Там же, Серия III, т. II, М.-Л., 1933, док. № 203.
- (17) Дулов. Присоединение Тувы....., стр. 21-22.
- (18) Дулов. Социально-экономическая история....., стр. 357, 467, 497; Кабо. Указ. соч., стр. 173.
- (19) Кабо. Указ. соч., стр. 122.
- (20) Там же, стр. 174-175.

おわり

南シムリア遊牧民地帯へのロシア人の植民は一九世紀末から一九一〇年代にかけて活発化し、それに対して、世紀の交から第一次ロシア革命の前後に各地でロシア化と植民に対する抵抗が激化した。それらの抵抗は、山地アルタイにおけるブルン運動についてすでに指摘されているように、この時期に特徴的な「アジアの覚醒」の一部をなすと同時に、「この運動や「ブリヤートのルネッサンス」が示しているように、内に一種の文化革命を孕んだ民族文化再生運動であり、ムスリムにおける「ジャディディズム」⁽²⁾などロシア帝国内被抑圧諸民族の動きともこの点で共通してい

た。

南シベリアの遊牧民はかつて北はトムスクとクラスノヤルスクに至る広い領域を遊牧地としていたとい⁽³⁾。ロシア人のシベリア進出により、彼らの生活圏は暴力的に奪われ、寸断されていった。そして本稿でとりあげた三地域の土着住民はいずれも、かつて保有してきた土地に生活圏の暴力的掠奪や寸断が極限まで深刻化する中でツァーリズムの崩壊を迎えることになる。従って、以後の状況の中で土着住民の側から土地掠奪の清算が強く要求されたのは当然の成り行きであった。例えば一九一七年四月に発足した臨時ブリヤート民族委員会は、六月一三日づけ臨時政府首相・農相宛て電報の中で、移民に与えられた土地の返還を要求しているし、また、七月にビイスクで開催され「アルタイ山地ドゥーマ」なる民族自治機関の設置を決めたアルタイ大会でも、山地アルタイにある旧官房地・修道院地を異族人の用益とする」と決議している⁽⁵⁾。

これら三地域における十月革命と内戦の経過は、民族運動に加えてロシアの革命と反革命両勢力が入り乱れ、複雑な対抗を示すことになるが、植民と抵抗という本稿で扱ってきた対立関係がこの経過においても貫かれており、しかもそれが革命と反革命の対抗にとっても重要な意味をもった。この点についての事例を挙げて結びとしたい。

マメトは書いている⁽⁸⁾。

トゥヴァでは、二月革命直後、ロシア人住民による第一回地方大会で、一片の土地たりとも現地人には与えぬと決議されている。一九一九年には、ヘムチクにおいてロシア人に対する土着住民の反乱が起き、ロシア人はそこから逃走している。この運動は激烈な形態をとり、「平和な」住民への制裁をともなったといえ基本的に革命的であり、中国とモンゴルの支援あつての反乱成功という事情はその革命的意義を低めるものではない、と一九二〇年代のある研究者は書いている⁽⁹⁾。

以上のような事例が決して偶然でなかったことは、本稿で検討してきた歴史的経緯から明らかである。

註

- (1) Шестаков. Указ. статья (Релензья). 青木、前掲② 論文六、四五—五七。
- (2) 参照、山内昌之「イスラム世界とロシア革命(I)」、『アジア・アフリカ言語文化研究』15 (一九七八年)、二二〇—二二七。
- (3) Н. М. Ядринцев. Сибирь как колония. СПб., 1882, стр. 99.
- (4) В. Гирченко. Этапы революционного движения в Бурятии ЖБ, 1925, № 3/4, стр. 17.
- (5) Мамет. Указ. соч., стр. 69.

シベリアにおける民族的諸関係 (原)

ブリヤートチャでは、すでに一七年六月の段階からロシア人農民によるブリヤート人の土地掠奪が目立っていたが、一八年春になると、ロシア人農民によって六千デシヤチナの土地が暴力的に奪われ、その際、約二〇人のブリヤート人が殺害されるまでに事態が悪化した。事件を起こした農民たちは、「俺たちは土地を異族人のものとは認めない。人民のものとみなすのだ。土地を所有すべきは人民であつて、ブリヤートではない」と主張したとい⁽⁷⁾。一七年にロシア中央部から興つた農民革命による土地変革が、「民族地域」ではこのような歪められた形をとっていたのである。

山地アルタイでは、ロシア人村落に対するコルチャーク反革命政権の懲罰隊の先鋒の役割を「土民大隊」が演じた。すべてのロシア的なものを掠奪と民族的抑圧の同義語だと思つてきたアルタイ人が大挙してこの「土民大隊」に投じたことがその背景にあつた。他方、土着住民との関係で特権層をなし、政府の植民政策に乗って生活してきたロシア人はアルタイ人に対して敵対的であり、アルタイ人に敵対するためにこそバルチザン運動に投じた人びとも多かつたと考えられる。「彼らにとつてアルタイ人に対する闘争は、奪つて自分のものにした土地を守るのみならず、さらに植民フォンドを拡大するための闘争でもあつた」と

(6) Гирченко. Этапы……, стр. 18.

(7) И. И. Серебrenников. Мои воспоминания. Тиенпин, 6. Г., стр. 251.

(8) Мамет. Указ. соч., 91.

(9) М. Сафьянов. Танну-Тува в годы революции. СА, 1929, № 4, стр. 58, 62.

脚註一覽 (雜註)

- АС = Алтайский сборник, Барнаул; БК = Борьба классов, М.; ЖБ = Жизнь Бурятии, Верхнеудинск; ЖН = Жизнь национальностей, М.; ИМ = Историк-марксист, М.; КА = Красный архив, М.; Д.; КПИ УЗ = Красноярский педагогический институт. Ученые записки, Красноярск; НВ = Новый Восток, М.; РВ = Революционный Восток, М.; СА = Северная Азия, М.; СВ = Сибирский вопрос, СПб.; СО = Сибирские огни, Новониколаевск/Новосибирск; ТНИИЯЛИ УЗ = Тувинский научно-исследовательский институт языка, литературы и истории. Ученые записки, Кызыл.

(愛知県立大学助教授)